

令和2年第1回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

令和2年度 荒尾市一般会計予算資料

1 歳入

(単位:千円)

区 分	令和2年度				令和元年度				比 較				
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %	
純 一 般 財 源	市民税	2,108,600	9.0	2,108,600	15.0	2,150,800	9.5	2,150,800	15.4	△ 42,200	△ 2.0	△ 42,200	△ 2.0
	固定資産税	2,535,049	10.9	2,535,049	18.1	2,486,335	11.0	2,486,335	17.8	48,714	2.0	48,714	2.0
	軽自動車税	181,656	0.8	181,656	1.3	176,692	0.8	176,692	1.3	4,964	2.8	4,964	2.8
	たばこ税	379,000	1.6	379,000	2.7	415,000	1.8	415,000	3.0	△ 36,000	△ 8.7	△ 36,000	△ 8.7
	入湯税	8,000	0.0	8,000	0.1	8,000	0.0	8,000	0.1	0	0.0	0	0.0
	計	5,212,305	22.3	5,212,305	37.2	5,236,827	23.2	5,236,827	37.4	△ 24,522	△ 0.5	△ 24,522	△ 0.5
	2 地方譲与税	137,800	0.6	137,800	1.0	135,000	0.6	135,000	1.0	2,800	2.1	2,800	2.1
	3 利子割交付金	2,000	0.0	2,000	0.0	9,000	0.0	9,000	0.1	△ 7,000	△ 77.8	△ 7,000	△ 77.8
	4 配当割交付金	10,000	0.0	10,000	0.1	13,000	0.1	13,000	0.1	△ 3,000	△ 23.1	△ 3,000	△ 23.1
	5 株式等譲渡所得割交付金	7,000	0.0	7,000	0.0	13,000	0.1	13,000	0.1	△ 6,000	△ 46.2	△ 6,000	△ 46.2
	6 法人事業税交付金	25,000	0.1	25,000	0.2	0	0.0	0	0.0	25,000	皆増	25,000	皆増
	7 地方消費税交付金	1,126,000	4.8	1,126,000	8.0	942,000	4.2	942,000	6.7	184,000	19.5	184,000	19.5
	8 ゴルフ場利用 税交付金	28,000	0.1	28,000	0.2	25,000	0.1	25,000	0.2	3,000	12.0	3,000	12.0
- 自動車取得 税交付金	0	0.0	0	0.0	16,000	0.1	16,000	0.1	△ 16,000	皆減	△ 16,000	皆減	
9 環境性能割 交付金	13,000	0.1	13,000	0.1	7,000	0.0	7,000	0.0	6,000	85.7	6,000	85.7	
10 地方特例交 付金	18,000	0.1	18,000	0.1	35,000	0.2	35,000	0.2	△ 17,000	△ 48.6	△ 17,000	△ 48.6	
11 地方交 付税	普通交付税	5,150,000	22.1	5,150,000	36.7	5,000,000	22.1	5,000,000	35.7	150,000	3.0	150,000	3.0
特別交付税	800,000	3.4	800,000	5.7	800,000	3.5	800,000	5.7	0	0.0	0	0.0	
計	5,950,000	25.5	5,950,000	42.4	5,800,000	25.7	5,800,000	41.4	150,000	2.6	150,000	2.6	
小 計	12,529,105	53.7	12,529,105	89.3	12,231,827	54.1	12,231,827	87.3	297,278	2.4	297,278	2.4	
12 交通安全対策特別 交付金	9,000	0.0	9,000	0.1	9,000	0.0	9,000	0.1	0	0.0	0	0.0	
13 分担金・負担金	150,221	0.6	4,600	0.0	221,958	1.0	5,000	0.0	△ 71,737	△ 32.3	△ 400	△ 8.0	
14 使用料・手数料	603,972	2.6	10,589	0.1	592,331	2.6	12,372	0.1	11,641	2.0	△ 1,783	△ 14.4	
15 国庫支出金	4,754,701	20.4	0	0.0	4,567,581	20.2	0	0.0	187,120	4.1	0		
16 県支出金	1,961,297	8.4	2,245	0.0	1,974,420	8.7	2,428	0.0	△ 13,123	△ 0.7	△ 183	△ 7.5	
17 財産収入	83,010	0.4	12,700	0.1	83,819	0.4	40,713	0.3	△ 809	△ 1.0	△ 28,013	△ 68.8	
18 寄附金	210,002	0.9	210,002	1.5	125,727	0.6	125,727	0.9	84,275	67.0	84,275	67.0	
19 繰入金	961,989	4.1	773,727	5.5	1,154,967	5.1	1,030,045	7.4	△ 192,978	△ 16.7	△ 256,318	△ 24.9	
20 繰越金	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	
21 諸収入	312,102	1.3	20,585	0.1	285,869	1.3	17,976	0.1	26,233	9.2	2,609	14.5	
22 市 債	1,774,600	7.6	450,000	3.2	1,342,500	5.9	530,000	3.8	432,100	32.2	△ 80,000	△ 15.1	
歳 入 合 計	23,350,000	100.0	14,022,554	100.0	22,590,000	100.0	14,005,089	100.0	760,000	3.4	17,465	0.1	
う ち	自主財源	7,533,602	32.3	6,244,509	44.5	7,701,499	34.1	6,468,661	46.2	△ 167,897	△ 2.2	△ 224,152	△ 3.5
	依存財源	15,816,398	67.7	7,778,045	55.5	14,888,501	65.9	7,536,428	53.8	927,897	6.2	241,617	3.2

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

2 歳 出(目的別)

(単位:千円)

款	令和2年度				令和元年度				比 較			
	予算額 (A)	構成比 %	うち一般財源 (B)	構成比 %	予算額 (C)	構成比 %	うち一般財源 (D)	構成比 %	予算比較 (A)-(C)	伸び率 %	一財比較 (B)-(D)	伸び率 %
1 議会費	194,035	0.8	194,035	1.4	208,990	0.9	208,990	1.5	△ 14,955	△ 7.2	△ 14,955	△ 7.2
2 総務費	2,102,709	9.0	1,729,432	12.3	2,050,489	9.1	1,724,922	12.3	52,220	2.5	4,510	0.3
3 民生費	11,211,335	48.0	5,192,703	37.0	10,881,889	48.2	5,030,562	35.9	329,446	3.0	162,141	3.2
4 衛生費	2,496,422	10.7	2,111,989	15.1	2,453,400	10.9	2,085,015	14.9	43,022	1.8	26,974	1.3
5 労働費	18,778	0.1	18,778	0.1	16,977	0.1	16,977	0.1	1,801	10.6	1,801	10.6
6 農林 水産業費	374,877	1.6	182,585	1.3	354,745	1.6	183,076	1.3	20,132	5.7	△ 491	△ 0.3
7 商工費	331,148	1.4	205,025	1.5	334,903	1.5	190,643	1.4	△ 3,755	△ 1.1	14,382	7.5
8 土木費	2,152,562	9.2	866,179	6.2	2,123,726	9.4	984,007	7.0	28,836	1.4	△ 117,828	△ 12.0
9 消防費	1,143,902	4.9	690,642	4.9	879,340	3.9	661,926	4.7	264,562	30.1	28,716	4.3
10 教育費	1,670,772	7.2	1,260,580	9.0	1,635,851	7.2	1,366,373	9.8	34,921	2.1	△ 105,793	△ 7.7
11 災害 復旧費	8,758	0.0	8,758	0.1	8,620	0.0	8,620	0.1	138	1.6	138	1.6
12 公債費	1,598,645	6.8	1,515,791	10.8	1,604,038	7.1	1,506,946	10.8	△ 5,393	△ 0.3	8,845	0.6
14 予備費	46,057	0.2	46,057	0.3	37,032	0.2	37,032	0.3	9,025	24.4	9,025	24.4
歳出合計	23,350,000	100.0	14,022,554	100.0	22,590,000	100.0	14,005,089	100.0	760,000	3.4	17,465	0.1

(四捨五入の関係で率の合計が一致しない場合があります。)

3 歳 出 (性別)

(単位:千円)

区分	令和2年度		令和元年度		比較増減		増減の主な理由
	予算額 (A)	構成比 %	予算額 (B)	構成比 %	(A) - (B)	伸び率 %	
1. 消費的経費	17,844,439	76.4	17,351,535	76.8	492,904	2.8	
義務的経費	12,179,272	52.2	11,811,047	52.3	368,225	3.1	
人件費	2,928,117	12.5	2,807,646	12.4	120,471	4.3	一般職員人件費+6,839 +3人(351人→354人)(うち退職手当△18,015(定年△1人、任期付+6人))、会計年度任用職員人件費+334,871 +245人(0人→245人)、行政協力員△37,950
扶助費	7,652,510	32.8	7,399,363	32.8	253,147	3.4	特定教育・保育施設型給付費+106,244、生活保護(扶助費)+99,183、介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費+77,096、子育てのための施設等利用事業費+41,260、特別保育事業費+17,409、子ども医療費助成事業費(拡充分含む。) +13,521、実費徴収に係る補給給付事業費+11,340、障害児保育事業費+11,032、療養介護医療費支給事業費+9,240、放課後児童健全育成事業費+9,068、管内外私立保育所運営費+6,071、母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費△12,770、幼稚園就園奨励費管理費△15,150、児童手当費△24,625、児童扶養手当支給費△103,447
公債費	1,598,645	6.8	1,604,038	7.1	△ 5,393	△ 0.3	長期債元金償還金△5,864、長期債利子+471
物件費	2,616,775	11.2	2,617,107	11.6	△ 332	0.0	行政情報伝達等事業費+46,223、小学校ICT環境整備事業費+36,979、小学校振興費+28,600、文化財保存整備事業費+22,832、情報化対策推進事業費+22,427、ふるさと応援寄附金推進費+19,139、特産品販売・観光交流拠点整備推進事業費+16,801、総合的な保健・福祉・子育て支援施設整備推進事業費+11,559、社会資本整備総合交付金事業費(橋梁長寿命化修繕計画)△12,000、公営住宅ストック総合改善事業費△12,540、参議院議員選挙費△14,511、松ヶ浦環境センター運営費△16,108、産学官連携エコシステムによる恵みの海「有明海」活性化事業費△16,572、道路改良単独事業費△20,000、塵芥処理費△27,499、子ども科学館リニューアル事業費△31,680
維持補修費	229,040	1.0	230,745	1.0	△ 1,705	△ 0.7	住宅施設改修費+5,040、道路維持費+2,200、公園管理費+1,237、人権啓発センター施設改修費+1,056、給食センター施設改修費△1,374、宮崎兄弟の生家施設改修費△3,135、小学校施設改修費△3,690、中学校施設改修費△5,693
補助費等	2,819,352	12.1	2,692,636	11.9	126,716	4.7	ふるさと応援寄附金推進費+43,050、大牟田・荒尾清掃施設組合負担金+32,274、有明広域行政事務組合消防負担金+27,355、個人番号カード交付事業費+19,703、権利擁護支援推進事業費+9,932、県民体育祭事業費+7,562、団体営土地改良総合整備事業費+7,060、荒尾市議会議員選挙費△14,396、保育対策総合支援事業費△23,678
2. 投資的経費	2,469,592	10.6	2,318,889	10.3	150,703	6.5	
普通建設事業費	2,460,834	10.5	2,310,269	10.2	150,565	6.5	
補助事業費	1,202,707	5.2	1,354,101	6.0	△ 151,394	△ 11.2	橋梁補修+68,932、公園施設長寿命化対策事業費+32,900、荒尾港海岸堤防+28,000、小野高倉線+20,000、有明海活性化対策事業費+11,000、川後田府本線+10,000、荒尾運動公園施設長寿命化計画事業費+9,100、県営土地改良総合整備事業費△7,200、万田田添線△8,239、西原桜町線△18,000、放課後児童クラブ施設整備費△19,921、昆沙門四反田線△38,000、国重要文化財建造物保存修理事業費△40,871、小規模保育所整備事業費△63,093、介護基盤緊急整備特別事業費△64,000、中央野原線△86,707
単独事業費	1,258,127	5.4	956,168	4.2	301,959	31.6	防災情報伝達システム設備整備事業費+172,819、小学校LED設置工事+130,298、荒尾総合文化センター施設改修費+67,209、川登川護岸整備事業費+62,520、消防施設新設費+49,996、潮湯施設改修費+18,758、リレーセンター施設改修費+13,354、河川改良事業費+10,000、小学校ICT環境整備事業費△15,769、世界遺産修復・公開・活用事業費△17,527、道路施設改修費△20,000、平井小学校法面改修調査設計業務委託△24,266、第一小学校駐車場整備工事費△28,193、県民体育祭に伴う運動公園施設関連経費△43,143、給食センター整備推進事業費△96,797
災害復旧事業費	8,758	0.0	8,620	0.0	138	1.6	
3. その他の経費	3,035,969	13.0	2,919,576	12.9	116,393	4.0	
積立金・出資金	3,713	0.0	0	0.0	3,713	皆増	森林環境譲与税基金積立金+3,713
貸付金	63,600	0.3	63,600	0.3	0	0.0	
繰出金	2,968,656	12.7	2,855,976	12.6	112,680	3.9	介護保険特別会計繰出金 +111,907、後期高齢者医療特別会計繰出金+17,063、療養給付費負担金△814、広域連合特別会計事務費負担金△1,531、南新地土地区画整理事業特別会計繰出金△4,143、国民健康保険特別会計繰出金△9,802
歳出合計	23,350,000	100.0	22,590,000	100.0	760,000	3.4	

臨時的経費等

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	永年在職議員表彰	9				9	永年議員表彰25年 2人
	市議会映像配信事業費	1,181				1,181	映像配信業務委託料
2 総 務 費	有明広域行政事務組合費	25,841				25,841	総務共通経費・企画費負担金 (前年度 25,288)
	退職手当	44,522				44,522	11人(うち9人任期付職員 前年度6人 62,537)
	人材育成推進事業費	1,563				1,563	普通旅費、職員研修委託料、研修参加負担金
	【新規】 行政情報伝達等事業費	47,911				47,911	保険料、行政情報伝達業務等委託料、広報等配送委託料ほか
	熊本県電子入札共同利用システム導入事業費	4,515				4,515	電子入札共同運用開発負担金、電子入札共同運用負担金
	広報戦略事業費	2,534			263	2,271	印刷製本費、広告料、HPアクセシビリティ チェック業務委託料ほか (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 263
	地域おこし協力隊事業費(総合政策課)	4,291				4,291	協力隊報酬ほか
	地方創生移住支援事業費	3,060	2,295			765	(R1補正～) 消耗品費、移住支援事業補助金 (財源) ・県補助金 2,295
	【一部新規】 国際交流促進事業費	1,891			1,700	191	日中友好促進会議運営補助金(40周年事業)、国際交流推進事業補助金 (財源) ・コミュニティ助成金 1,700
	地域公共交通活性化事業費	67,651	4,000			63,651	地域公共交通活性化協議会負担金、バス路線欠損補助金、乗合タクシー運行補助金 (財源) ・県補助金 4,000
	協働のまちづくり推進事業費	7,779			7,451	328	借上料、備品購入費(貸出用音響器具設備)、地域づくり交付金ほか (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 6,981 ・ふるさと応援基金繰入金 470
結婚新生活支援事業費	3,000	1,500			1,500	(H29補正～) 結婚新生活支援事業補助金 (財源) ・県補助金 1,500	
ふるさと応援寄附金推進費	139,514			139,514		記念品賞品、ふるさと応援寄附金返礼業務委託料、使用料ほか (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 116,327 ・荒尾子ども未来基金 23,187	

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	コミュニティFM推進事業費	4,410				4,410	(H28～) コミュニティFM推進事業委託料
	【新規】 AI-OCR導入事業費	3,195				3,195	RPA導入委託料、使用料、備品購入費
	地域おこし協力隊事業費(くらしいきいき課)	9,841				9,841	協力隊報酬ほか
	花のみちプロジェクト事業費	7,994			7,930	64	(H30～) 散水作業委託料、防草シート設置委託料、 原材料費ほか (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 7,930
	【新規】 南新地地区ウェルネス拠点 形成プロジェクトマネジメント 事業費	9,262			6,946	2,316	南新地地区ウェルネス拠点形成プロジェクト マネジメント業務委託料 (財源) ・産炭地域振興センター助成金 6,946
	【新規】 荒尾市多世代定住支援事 業費	3,100				3,100	印刷製本費、多世代定住支援補助金
	お試し暮らし体験住宅事業 費	930				316	614 電気料、手数料、借上料ほか (財源) ・体験住宅家賃 316
	老朽危険空家除却助成事 業費	5,000	2,500			2,500	除却助成補助金 (財源) ・国庫補助金 2,500
	空家バンク事業費	354				354	消耗品費、郵便料、手数料ほか
	【一部新規】 空家等対策費	2,940	100			2,840	消耗品費、郵便料、子育て応援空家活用 事業補助金ほか (財源) ・地方創生推進交付金 100
	RPA(ロボットによる業務自 動化)導入事業費	8,007				8,007	(R1～) 消耗品費、RPA導入構築委託料、借上料 ほか
	【新規】 植栽による美しい街並みづく り推進事業費	990			990		防草シート設置委託料 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 990
	【新規】 荒尾市転入促進事業費	3,100				3,100	印刷製本費、転入促進補助金
	【新規】 荒尾総合文化センター活用 事業費(NHK全国放送公 開番組)	1,233				1,233	印刷製本費、駐車場整理業務委託料、借 上料ほか
	【新規】 男女共同参画計画策定支 援事業費	2,149				2,149	審議会報酬、費用弁償、計画策定支援業 務委託料ほか

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	イクボス推進事業費	500				500	(R1～) 職員研修委託料
	【拡充】 地域防犯施設整備事業費	2,014				2,014	防犯カメラリース料(32台のうち新設12台)
	【一部新規】 電子計算費	508				508	災害発生後におけるスムーズなICTインフラ復旧のための環境整備 消耗品費、通信運搬費、備品購入費
	航空写真撮影事業費	5,086				5,086	住宅地図データ更新業務委託料、航空写真撮影及び写真地図作成業務負担金
	【新規】 軽自動車検査情報管理事業費	1,043				1,043	軽自動車税情報提供サービス取込機能対応カスタマイズ委託料、軽自動車税取込機能システム保守料
	市税等の口座振替促進事業費	561				561	記念品賞品、郵便料
	戸籍住民基本台帳費	193				193	通信運搬費(窓口対応用タブレット2台)
	【新規】 デジタル手続法施行に伴う 関連システム等改修事業費	10,445				10,445	システム等改修委託料
	荒尾市長選挙費	14,497				14,497	選挙事務従事者報酬ほか
	荒尾市長選挙費(人件費)	8,628				8,628	時間外手当
	国勢調査事務費	27,296	27,296				調査員・指導員報酬、消耗品費、基本地図補正・複製委託料ほか (財源) ・県委託金 27,296
3 民 生 費	【新規】 総合的な保健・福祉・子育て 支援施設整備推進事業費	11,952			8,613	3,339	委員会報酬、費用弁償、基本構想等策定 支援業務委託料ほか (財源) ・産炭地域振興センター助成金 8,613
	自殺対策推進事業費	71	35			36	(R1～) ゲートキーパー研修の実施等 委員会報酬、報償金、費用弁償 (財源) ・県補助金 35
	【新規】 東京パラリンピック応援事業費	3,244				3,244	大型映像装置による競技実況放送上映(パブリックビューイング)等 委託料、使用料
	【新規】 成年後見制度利用促進体制整備事業費	2,884	251			2,633	普通旅費、成年後見制度利用促進に係る 中核機関業務委託料、市民後見人養成研修業務委託料 (財源) ・国庫補助金 112 ・県補助金 139

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	権利擁護支援推進事業費	9,932				9,932	権利擁護・成年後見制度を推進するための体制づくりの支援補助金
	セーフティネット支援対策等事業費	303				303	大規模災害時における円滑な要支援者支援のための地域福祉支援システムの単独使用(スタンドアローン)設定委託料、備品購入費
	生活困窮者自立相談支援事業費(任意事業分)	5,453	3,336			2,117	基本報酬・健康労働保険料、支援事業負担金ほか (財源) ・国庫補助金 3,336
	後期高齢者医療広域連合負担金	913,036				913,036	広域連合一般会計事務費 6,896 広域連合特別会計事務費 17,687 療養給付費 888,453
	【拡充】 放課後児童健全育成事業費	5,908	3,938			1,970	中央学童クラブ(1単位→2単位) (財源) ・国庫補助金 1,969 ・県補助金 1,969
	放課後児童クラブ支援事業費	16,623	11,082			5,541	(H30～) 放課後児童クラブの障がい児受入れを推進するための専門職員配置の補助 (財源) ・国庫補助金 5,541 ・県補助金 5,541
	【拡充】 障害児保育事業費	8,620	5,746			2,874	補助対象の拡充(幼保連携型認定こども園1号認定子ども及び幼稚園型認定こども園3号認定子ども) (財源) ・国庫補助金 2,873 ・県補助金 2,873
	実費徴収に係る補足給付事業費	11,340	648			10,692	(R1補正～) 幼児教育・保育無償化に伴う副食材料費への補助 (財源) ・国庫補助金 324 ・県補助金 324
	保育対策総合支援事業費	16,232	14,203			2,029	(H29補正繰越～) 保育士の補助を行う保育補助者の雇上費用への補助 (財源) ・県補助金 14,203
	待機児童解消対策事業費	2,400				2,400	(H30～) 新たに市内の保育所に勤める保育士に対する家賃補助
	【拡充】 子ども医療費助成拡充事業費	4,301				4,301	中学生までの医療費完全無償化(令和3年1月診療分から)
	子育てのための施設等利用事業費	41,260	30,944			10,316	(R1補正～) 幼児教育・保育無償化に伴う未移行幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等の利用に係る給付 (財源) ・国庫負担金 20,630 ・県負担金 10,314
4 衛 生 費	乳幼児健診委託事業費	3,859			18	3,841	(H26～) 3か月及び7か月健診を医療機関に委託し、個別健診化(7か月健診→9か月健診に移行) 消耗品費、印刷製本費、健診委託料ほか (財源) ・実費徴収金 18

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	2歳児歯科健診事業費	703				703	(R1～) 基本報酬、消耗品費、歯科医師委託料ほか
	【新規】 子育て世代包括支援センター事業費	3,278	1,641		22	1,615	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援 産後ケア事業ダイサービス委託料、借上料、扶助費ほか (財源) ・国庫補助金 1,405 ・県補助金 236 ・実費徴収金 22
	むし歯予防対策事業費	2,648	1,166			1,482	(H23補正～) H27から全小・中学校に拡大 報償金、フッ化物洗口用消耗品費ほか (財源) ・県補助金 1,166
	プレパパ教室事業費	177				177	(H30～) 報償金、消耗品費
	成人男性風しん抗体検査及び予防接種事業費	6,163	1,522			4,641	(R1～) 消耗品費、抗体検査委託料、予防接種委託料ほか (財源) ・国庫補助金 1,522
	ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費	2,708				2,708	消耗品費、印刷製本費、ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業補助金ほか
	【一部新規】 荒尾干潟水鳥・湿地センター運営費	8,612			278	8,334	消耗品費、開館1周年記念イベント実施委託料、備品購入費(テーブル、ベンチ等)ほか (財源) ・行政財産使用料 11 ・ふるさと応援基金繰入金 232 ・電気使用料 35
	複合健診事業費(ピロリ菌検査)	1,927			982	945	(H30～) ピロリ菌検査(40歳以上の男女) (財源) ・実費徴収金 982
	塵芥処理費	1,485				1,485	ごみ出しルール読本(5年ごと) 印刷製本費
	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	322,974			185,466	137,508	(前年度 290,700) (財源) ・ごみ処理手数料 185,466
	リサイクル業務委託事業費	158,592				158,592	リサイクル業務委託料
	市民病院会計支出金	482,540				482,540	(前年度 490,275)
	水道事業会計支出金	188,975				188,975	(前年度 188,992)
5 労働費	奨学金返済わか者就労支援事業費	4,123				4,123	(H30～) 印刷製本費、広報個別配送委託料、奨学金返済わか者就労支援補助金

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	バスで行く「企業視察ツアー」事業費	165				165	(R1～) 借上料
	【新規】 荒尾・大牟田連携「地元企業と学校の情報交換会」事業費	51				51	大牟田市と合同による情報交流会の実施借上料
6 農 林 水 産 業 費	農地利用最適化推進事業費	6,867	5,400			1,467	農地利用最適化推進委員報酬、農地利用最適化に係る活動・成果実績報酬、費用弁償 (財源) ・県負担金 5,400
	機構集積支援事業費	7,250	7,244			6	基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほか (財源) ・県補助金 7,244
	耕作放棄地解消事業費(用途転換促進事業)	234	234				費用弁償、消耗品費、郵便料ほか (財源) ・県補助金 234
	耕作放棄地解消事業費	600	600				耕作放棄地解消補助金 (財源) ・県補助金 600
	環境保全型農業直接支援対策費	1,630	1,222			408	環境保全型農業直接支払交付金 (財源) ・県補助金 1,222
	農業産地確立促進事業費	150			150		荒尾市オリーブ研究会補助金 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 150
	地域おこし協力隊事業費(農林水産課)	8,581				8,581	協力隊報酬ほか
	梨の苗木補助事業費	1,000				1,000	(R1～) 梨の苗木補助金
	特産品販売・観光交流拠点整備推進事業費	17,215	8,000			9,215	委員会報酬、費用弁償、道の駅基本計画策定及び官民連携基盤整備推進調査業務委託料ほか (財源) ・国補助金 8,000
	【新規】 農水産物販路拡大推進事業費	3,299				3,299	費用弁償、普通旅費、荒尾梨市域外販売意向調査委託料ほか
	【一部新規】 人・農地プラン事業費	21,534	21,459			75	検討会報酬、人・農地プラン実質化に向けた農家アンケート調査業務委託料、農業次世代人材投資資金ほか (財源) ・県補助金 21,459
	多面的機能支払交付金事業費	33,213	24,924			8,289	消耗品費、多目的機能支払交付金システム保守委託料、交付金ほか (財源) ・県補助金 24,924
団体営土地改良総合整備事業費	8,464			7,096	1,368	農道台帳作成業務委託料、熊本県土地改良連合会負担金、補償金 (財源) ・団体営土地改良事業清算金 7,096	

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	県営土地改良総合整備事業費	1,500	129			1,371	基本報酬、期末手当、費用弁償ほか (財源) ・県補助金 12 ・県委託金 117
	荒尾海岸松林美化事業費	2,010				2,010	荒尾海岸松林除草作業委託料
	水産業振興費	650				650	海のイベント大会補助金(マジック釣り大会)
	水産多面的機能発揮対策事業費	1,155				1,155	水産多面的機能発揮対策事業負担金
	恵みの海「有明海」の再生と干潟でつながるまちづくり事業費	1,357	678			679	有明海環境改善事業補助金 (財源) ・地方創生推進交付金 678
7	商工費						
	空き店舗対策事業費	2,376				2,376	空き店舗対策事業補助金
	インバウンド対応力強化・支援事業費	1,050				1,050	(R1～) 印刷製本費、外国人観光客受入環境整備事業補助金
	誘客・PR事業費	2,568				2,568	広告料、観光パンフレット作成委託料、観光季節情報誌作成補助金ほか
	【新規】 荒尾市周遊観光促進事業費	1,500	350			1,150	周遊観光促進事業委託料 (財源) ・地方創生推進交付金 350
	教育旅行誘致推進事業費	473				473	荒尾玉名教育旅行推進協議会負担金
	有明圏域定住自立圏観光推進事業費	392				392	有明圏域定住自立圏観光推進事業負担金
	【新規】 観光推進組織機能強化支援事業費	2,000	1,000			1,000	観光推進組織機能強化支援事業補助金 (財源) ・地方創生推進交付金 1,000
	【新規】 荒尾市観光振興計画策定事業費	1,650	825			825	観光振興計画策定支援業務委託料 (財源) ・地方創生推進交付金 825
	世界文化遺産保存活用推進事業費	4,030				4,030	普通旅費、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会負担金ほか
	世界遺産まちづくり人材育成事業費	1,838				1,838	報償金、保険料、世界遺産まちづくり人材育成事業運営委託料ほか
	世界遺産修復・公開・活用事業費	219				219	普通旅費、消耗品費

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	万田坑世界遺産啓発イベント運営事業費	7,000				7,000	万田坑世界遺産啓発イベント運営管理委託料、借上料、「炭鉱の祭典」実行委員会負担金ほか
	世界遺産広報啓発事業費	565				565	世界遺産啓発物制作委託料
	荒尾産業団地管理費	2,715			2,715		報償金、手数料、雑草伐採委託料ほか (財源) ・貸工場行政財産使用料 2,715
	地方消費者行政活性化事業費	5,698	2,556			3,142	基本報酬、健康労働保険料、費用弁償ほか (財源) ・県補助金 2,556
8	土木費						
	有明海沿岸道路「荒尾・玉名地域」整備促進期成会負担金	200				200	負担金
	社会資本整備総合交付金事業費(橋梁定期点検)	5,000	2,750			2,250	橋梁定期点検委託料 (財源) ・国庫補助金 2,750
	景観検討事業費	1,000				1,000	VRコンテンツ等制作業務委託料
	下水道事業会計支出金	361,936				361,936	(前年度 365,469)
	競馬場跡地管理事業費	21,276			21,276		修繕費、手数料、借上料ほか (財源) ・市有地建物賃貸料 21,276
	公共工事施工管理支援事業費	18,500				18,500	工事監督支援業務委託料
	公園管理費	471			471		手押し式草刈機(2台) (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 471
	住宅・建築物安全ストック形成事業費	3,250	2,750			500	アスベスト含有調査等事業補助金、危険ブロック塀安全確保支援事業補助金 (財源) ・国庫補助金 2,250 ・県補助金 500
9	消防費						
	有明広域行政事務組合消防負担金	551,112				551,112	消防費負担金 (前年度 523,757)
	消防団被服整備事業費	1,925				1,925	アポロキャップ500個
	消防施設新設費	8,875				8,875	消火栓新設負担金
	消防団備品整備事業費	3,284	1,094			2,190	防塵メガネ500個、耐切創手袋350組 (財源) ・国庫補助金 1,094

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	防災備蓄品等整備事業費	2,000				2,000	消耗品費、食糧費
	自主防災組織育成事業費	446				446	報償金、自主防災組織設立促進助成金(5地区)
	防災対策事業費	6,610	148			6,462	消耗品費、移動系防災行政無線撤去委託料、防災情報伝達システム保守・運用委託料ほか (財源) ・国庫補助金 148
	地区防災計画策定事業費	2,750	1,250			1,500	地区防災計画作成支援業務委託料 (財源) ・県補助金 1,250
10 教育費	事務局管理費	387				387	(R1～) 健康診断委託料(ピロリ菌検査)
	幼・保・小・中・高連携事業費	200			200		消耗品費 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 200
	【新規】 教育振興基本計画策定事業費	2,054				2,054	委員会報酬、費用弁償、教育振興基本計画アンケート委託料
	授業改善アドバイザー活用事業費	2,005				2,005	(H30～) 報償金、消耗品費
	【一部新規】 英語教育充実事業費	4,367	521		3,446	400	英語検定及び英語教育に関わる職員への研修会(新規)の実施 報償金、消耗品費、手数料 (財源) ・県補助金 521 ・子ども未来基金繰入金 3,046 ・準会場経費 400
	小学校施設改修費	3,256				3,256	小学校焼却炉解体に伴う事前調査委託料
	【一部新規】 小学校振興費	30,105				30,105	教科書及び指導書等 日本語指導業務委託料(新規)
	【拡充】 小学校特別支援教育支援員事業費	39,119				39,119	平井小学校支援員1人追加(32人)
	【拡充】 スクールソーシャルワーカー 運営事業費	2,757				2,757	週3日×5時間→週5日×5時間 基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほか
	【新規】 コミュニティ・スクール導入事業費(小学校)	3,083				3,083	基本報酬、報償金、印刷製本費ほか
	小学校ICT環境整備事業費	72,906				72,906	教科書及び指導書、ICT支援委託料、借上料ほか

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	【新規】 子ども未来文庫整備事業費 (小学校)	2,000			2,000		図書購入費 (財源) ・子ども未来基金繰入金 2,000
	【新規】 中学校施設改修費	1,221				1,221	中学校焼却炉解体に伴う事前調査委託料
	中学校特別支援教育支援 員事業費	13,519				13,519	支援員(前年度同数)
	中学校ICT環境整備事業費	20,443				20,443	消耗品費、ICT支援委託料、借上料ほか
	【新規】 コミュニティ・スクール導入事 業費(中学校)	416				416	報償金、消耗品費、印刷製本費ほか
	【新規】 中学校フリースクール事業 費	4,807				4,807	荒尾第三中学校を指定校としたサポート ルームの設置 基本報酬、健康労働保険料、修繕費ほか
	【新規】 子ども未来文庫整備事業費 (中学校)	600			600		図書購入費 (財源) ・子ども未来基金繰入金 600
	文化財保存整備事業費	23,013				23,013	報償金、普通旅費、埋蔵文化財保存業務 委託料
	民俗文化財伝承・活用等事 業費	4,228	1,647		56	2,525	(H30～) 調査委員報酬、普通旅費、野原八幡宮風 流調査関連委託料ほか (財源) ・国庫補助金 1,647 ・文化財報告書売上料 56
	国際交流員招致事業費	5,406				5,406	(H29補正～) 基本報酬、健康労働保険料、借上料ほか
	国重要文化財建造物保存 修理事業費	1,210	665			545	万田坑重要文化財建造物修理工事情報発 信委託料 (財源) ・国庫補助金 605 ・県補助金 60
	【新規】 青少年国際交流推進事業 費	4,351			2,750	1,601	普通旅費、シンガポール青少年交流事業 旅行手続委託料、あらおグローバル人材教 育プログラム報告書・DVD制作委託料ほか (財源) ・子ども未来基金繰入金 1,381 ・国際交流支援事業助成金 1,369
	地域未来塾事業費	4,063	902			3,161	報償金、普通旅費、消耗品費ほか (財源) ・県補助金 902
	地域と学校の連携・協働体 制構築事業費(拡充分)	2,247				2,247	報償金、消耗品費、保険料ほか
	【新規】 夏休み子ども学び塾事業費	247			45	202	報償金、消耗品費、夏休み子ども学び塾体 験料負担金ほか (財源) ・夏休み子ども学び塾参加料 45

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	青少年防犯パトロール強化事業費	2,141				2,141	基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほか
	孫文記念館交流事業費	426				426	費用弁償、普通旅費、交際費
	保健体育総務費	700				700	県スポーツ推進委員研修会実行委員会開催市負担金
	県民体育祭事業費	9,352				9,352	県民体育祭玉名荒尾大会開催市負担金
	あらお子どもスポーツ教室事業費	4,546			360	4,186	基本報酬、報償金、消耗品費ほか (財源) ・子どもスポーツ教室参加料 360
	【新規】 東京オリンピック応援事業費	5,705				5,705	大型映像装置による競技実況放送上映(パブリックビューイング)など 委託料、使用料
	県民体育祭に伴う運動公園施設関連経費	5,759				5,759	修繕費、樹木伐採委託料、備品購入費
	給食センター管理費	96,932			20,128	76,804	(H28～) 給食センター調理・配送等業務委託料 (財源) ・長洲町学校給食受託事業収入 20,128
	学校給食費無償化事業費	112,896				112,896	(H29～) 学校給食費無償化補助金
	給食センター管理費(会計年度任用職員任用)	2,440			532	1,908	基本報酬、期末手当、健康労働保険料ほか (財源) ・長洲町学校給食受託事業収入 532
	給食センター整備推進事業費	17,534			4,246	13,288	普通旅費、消耗品費、基本設計業務委託料 (財源) ・給食センター整備長洲町負担金 4,246
12 公債費	H23第三セクター等改革推進債元利償還金	137,428				137,428	H24から10年間

投資的経費の内訳

(単位:千円)

区 分	事業費	左の財源内訳				前年度(R1)		増減額・率		
		特定財源			一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	
		国県支出金	地方債	その他						
1 普通建設事業 (7) + (イ)	(2,310,269)	(797,778)	(812,500)	(45,801)	(654,190)			150,565	△ 267,397	
	2,460,834	658,247	1,324,600	91,194	386,793	2,310,269	654,190	6.5%	△40.9%	
内 訳	(7) 補助事業	(1,354,101)	(788,078)	(492,190)	(5,625)	(68,208)			△ 151,394	△ 24,507
	(イ) 単独事業	1,202,707	649,791	502,090	7,125	43,701	1,354,101	68,208	△11.2%	△35.9%
	(956,168)	(9,700)	(320,310)	(40,176)	(585,982)			301,959	△ 242,890	
	1,258,127	8,456	822,510	84,069	343,092	956,168	585,982	31.6%	△41.5%	
2 災害復旧事業	(8,620)				(8,620)			138	138	
	8,758				8,758	8,620	8,620	1.6%	1.6%	
合計 (1 + 2)	(2,318,889)	(797,778)	(812,500)	(45,801)	(662,810)			150,703	△ 267,259	
	2,469,592	658,247	1,324,600	91,194	395,551	2,318,889	662,810	6.5%	△40.3%	

()書:前年度数値

(補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
					特定財源				
					国庫支出金	地方債	その他		
3 民生費	介護予防拠点整備事業費	44,550	44,550	県10/10	44,550				介護予防拠点整備事業補助金 8,910千円×5か所 (財源) ・県補助金 44,500
	【新規】 保育所等施設整備事業費	3,750	3,750	国1/2 市1/4 事業者1/4	2,500			1,250	なかよし保育園外構工事補助、あけぼの幼稚園園扉改修工事及び防犯カメラ設置補助 (財源) ・国庫補助金 2,500
	計	48,300	48,300		47,050			1,250	
4 衛生費	合併処理浄化槽設置補助事業費	17,514	17,514	国1/3 県1/3未満	9,244			8,270	45基 (財源) ・国庫補助金 5,838 ・県補助金 3,406
	計	17,514	17,514		9,244			8,270	
6 農林水産業費	【新規】 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業費	3,000	3,000	県3/10 事業者7/10	3,000				強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (財源) ・県補助金 3,000
	県営川登地区圃場整備事業負担金	2,925				1,100	1,625	200	県営事業負担金 (財源) ・地元負担金 1,625 ・農業基盤整備事業債 1,100
	土地改良施設維持管理適正化事業費	830						830	浦川排水機場補修負担金 ※長洲町に対する負担金(国庫補助事業)
	県営覆砂事業負担金	11,000				4,900	5,500	600	県営事業負担金 (財源) ・地元負担金 5,500 ・水産基盤整備事業債 4,900
計	17,755	3,000		3,000	6,000	7,125	1,630		
7 商工費	世界遺産修復・公開・活用事業費	28,486	28,486	国50/100 県5/100ほか	17,167	10,100		1,219	万田坑施設内階段設置工事、鉄道敷跡橋梁補修工事ほか (財源) ・国庫補助金 14,243 ・県補助金 2,924 ・観光施設整備事業債 10,100
	計	28,486	28,486		17,167	10,100		1,219	
8 土木費	社会資本整備総合交付金事業費(中央野原線)	63,293	63,293	国55/100	34,811	25,630		2,852	工事請負費 L=190m (財源) ・国庫補助金 34,811 ・道路橋梁事業債 25,630
	【新規】 社会資本整備総合交付金事業費(小野高倉線)	20,000	20,000	国50/100	10,000	9,000		1,000	工事請負費 L=200m (財源) ・国庫補助金 10,000 ・道路橋梁事業債 9,000
	社会資本整備総合交付金事業費(万田田添線)	77,000	77,000	国55/100	42,350	31,180		3,470	委託料、工事請負費 L=125m、用地取得費、補償金 (財源) ・国庫補助金 42,350 ・道路橋梁事業債 31,180
	社会資本整備総合交付金事業費(川後田府本線)	40,000	40,000	国55/100	22,000	16,200		1,800	工事請負費 L=150m、用地取得費、補償金 (財源) ・国庫補助金 22,000 ・道路橋梁事業債 16,200
	社会資本整備総合交付金事業費(橋梁補修)	84,932	84,932	国55/100	46,712	34,390		3,830	委託料、工事請負費(3橋) (財源) ・国庫補助金 46,712 ・道路橋梁事業債 34,390

(補助事業)

(単位:千円)

款	事業名	事業費	補助基本額	補助率	事業費の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
					特定財源				
					国県支出金	地方債	その他		
	社会資本整備総合交付金事業費 (荒尾港海岸堤防)	278,000	278,000	国50/100	139,000	139,000		工事請負費 L=370m (財源) ・国庫補助金 139,000 ・海岸保全事業債 139,000	
	公園施設長寿命化対策事業費	126,900	126,900	国50/100	63,450	57,100	6,350	工事請負費(増永公園ほか11か所) (財源) ・国庫補助金 63,450 ・都市公園事業債 57,100	
	住宅・建築物安全ストック形成事業費	21,743	21,743	(耐震診断) 国1/3 (緊急輸送) 国1/3 県1/6 (がけ地) 国1/2 県1/4 (耐震設計) 国1/3 県1/3 (耐震改修) 国11.5% 県38.5% (建替工事) 国11.5% 県11.5% (シェルター) 国1/4 県1/4 (総合支援) 国2/5 県2/5	19,294		2,449	戸建木造住宅耐震診断事業補助金 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金 がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 戸建木造住宅耐震設計事業補助金 戸建木造住宅耐震改修工事事業補助金 戸建木造住宅建替工事補助金 戸建木造住宅耐震シェルター工事補助金 戸建木造住宅総合支援事業補助金 (財源) ・国庫補助金 10,709 ・県補助金 8,585	
	公営住宅ストック総合改善事業費	196,307	196,307	国50/100	98,150	98,100	57	外壁調査・設計委託(八幡台団地、中央区団地)、工事請負費(ひばりヶ丘団地、中央区団地、桜山団地) (財源) ・国庫補助金 98,150 ・公営住宅建設事業債 98,100	
	計	908,175	908,175		475,767	410,600	21,808		
9	消防費								
	消防団備品整備事業費	1,584	1,584	国1/3	528		1,056	備品購入費(LED投光器10台、発電機10台) (財源) ・国庫補助金 528	
	計	1,584	1,584		528		1,056		
10	教育費								
	国重要文化財建造物保存修理事業費	131,793	131,793	国50/100 県5/100	72,485	53,300	6,008	設計及び監理委託料、保存修理工事ほか (財源) ・国庫補助金 65,895 ・県補助金 6,590 ・社会教育施設整備事業債 53,300	
	荒尾運動公園施設長寿命化計画事業費	49,100	49,100	国50/100	24,550	22,090	2,460	市民プール循環浄化装置改修工事、陸上競技場倉庫改修工事 (財源) ・国庫補助金 24,550 ・都市公園事業債 22,090	
	計	180,893	180,893		97,035	75,390	8,468		
	合計	1,202,707	1,187,952		649,791	502,090	7,125	43,701	

(単独事業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総務費	公用車購入・リース費	1,098		800		298	自動車購入費 (財源) ・低公害車導入事業債 800
	庁舎維持管理費	4,301				4,301	プレハブリース料
	庁舎施設改修費	3,252				3,252	防火シャッター改修工事、旧庁内喫煙室改修工事
	普通財産施設改修費	4,523				4,523	旧二小トイレ改修工事、旧二小電気設備改修工事
	情報化対策推進事業費	3,995				3,995	ネットワーク環境構築備品ほか
	【新規】 植栽による美しい街 並みづくり推進事業費	407			407		あじさい公園スロープ設置工事 (財源) ・ふるさと創生基金繰入金 407
	荒尾総合文化センター施設改修費	79,285				79,285	エアハンドリングユニット取替工事、舞台袖音響調整卓購入
計	96,861		800	407	95,654		
3 民生費	ふれあい福祉センター施設改修費	411		300		111	1階男子トイレ改修(洋式化) (財源) ・社会福祉施設整備事業債 300
	【一部新規】 潮湯施設改修費	18,758			14,468	4,290	浴場給水・給湯配管及び混合水栓取替工事、電気容量変更工事、プレハブ設置工事 (財源) ・社会福祉振興基金繰入金 14,468
	清里保育園施設改修費	10,250				10,250	フェンス修繕、サッシ改修
	計	29,419		300	14,468	14,651	
4 衛生費	【新規】 子育て世帯包括支援センター事業費	1,070		800		270	自動車購入費 (財源) ・低公害車導入事業債 800
	斎場施設改修費	1,540				1,540	再燃炉内耐火物改修
	塵芥処理費	4,169				4,169	機械器具費(ショベル用ハンマーナイフモア)、軽トラック購入費
	リレーセンター施設改修費	27,588		14,500		13,088	縦移動シリンダ分解整備交換、ホッパ投入部補修、管理棟屋根メンテナンス、クローズドコンテナ購入(2台) (財源) ・清掃運搬施設事業債 14,500

(単 独 事 業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
	金山最終処分場施設改修費	6,277				6,277	急速ろ過装置ろ材入替え、活性炭ろ過装置(2基)ろ材入替え、シャッター更新
	松ヶ浦環境センター施設改修費	49,209				49,209	スラリーポンプ整備ほか
	【新規】 合併処理浄化槽設置補助事業費	1,242				1,242	公民館合併処理浄化槽設置補助金(3基)
	計	91,095		15,300		75,795	
6 農林水産業費	農業委員会公用車購入費	1,380				1,380	自動車購入費
	農漁業生産施設助成金	7,200				7,200	道路、水路
	団体営土地改良総合整備事業費	6,396			4,918	1,478	用地取得費 (財源) ・地元負担金 4,918
	水産基盤整備交付金事業(漁港漁場整備分)補助金	2,500	2,500				補助金 (財源) ・県補助金 2,500
	計	17,476	2,500		4,918	10,058	
7 商工費	プロローグ広場施設改修費	1,625			1,625		プロローグ広場外灯設置修繕ほか (財源) ・駐車場使用料 1,625
	工業団地土地賃貸事業費	19,600			16,477	3,123	用地取得費 (財源) ・市有地建物賃貸料 16,477
	計	21,225			18,102	3,123	

(単 独 事 業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
8 土 木 費	道路施設改修費	25,000		22,500		2,500	向一部菟牟田線舗装補修工事、昭和日の出1号線道路改良工事 (財源) ・道路橋梁事業債 22,500
	集落道路改良事業費	13,000				13,000	集落道路改良工事(本井手地区、金山下地区)
	道路改良事業費	17,259		8,500		8,759	用地取得費、社会資本整備(道路)事務費ほか (財源) ・道路橋梁事業債 8,500
	交通安全施設整備事業費	9,000				9,000	交通安全対策特別交付金対象事業
	川登川護岸整備事業費	145,020		145,000		20	護岸整備工事 (財源) ・河川事業債 145,000
	海岸堤防事業費	13,900		13,900			社会資本整備(海岸堤防)事務費 (財源) ・海岸保全事業債 13,900
	河川改良事業費	10,000		10,000			増永川樹木伐採工事 (財源) ・河川事業債 10,000
	競馬場跡地工事施工に伴う委託料	28,700			28,700		解体設計委託料等 (財源) ・市有地建物賃貸料 28,700
	公園長寿命化対策事業費	8,800		7,910		890	社会資本整備(都市公園)事務費 (財源) ・都市公園事業債 7,910
	一般排水路施設改修費	9,000				9,000	水路改修工事(八幡台地区外1件)
	熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費	3,000	3,000				土砂災害特別警戒区域からの移転補助 (財源) ・県補助金 3,000
	【新規】 ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業費	4,000	2,000			2,000	ユニバーサルデザイン改修に対する補助 (財源) ・県補助金 2,000
	公営住宅ストック総合改善事業費(単独分)	12,530				12,530	工事請負費(ひばりヶ丘団地、中央区団地、桜山団地)の補助対象外経費
計	299,209	5,000	207,810	28,700	57,699		

(単 独 事 業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
9 消 防 費	消防団施設改修費	1,870				1,870	格納庫屋根改修(第1分団3部)
	消防施設新設費	57,647		57,500		147	消防施設用地分筆測量業務委託料、消防団格納庫及びホース乾燥塔新設工事、自動車購入費 (財源) ・消防施設整備事業債 57,500
	【新規】 防災対策事業費	6,599		6,500		99	備品購入費(ポータブル蓄電池3台) (財源) ・防災施設整備事業債 6,500
	防災情報伝達システム 設備整備事業費	396,339		378,600		17,739	災害時情報伝達システム設計・施工業務委託料 (財源) ・防災施設整備事業債 378,600
	【新規】 防災備蓄倉庫整備 事業費	5,104		5,100		4	防災備蓄倉庫新設工事(2か所) (財源) ・防災施設整備事業債 5,100
	計	467,559		447,700		19,859	
10 教 育 費	小学校施設改修費	154,785		108,400		46,385	万田小学校運動場排水設計委託、小学校電話交換機更新委託、小学校LED設置工事 (財源) ・小学校施設整備事業債 108,400
	中学校施設改修費	2,788				2,788	中学校電話交換機更新委託料
	文化財関連施設改 修費	519		400		119	市指定御成門文化財説明板補修、県指定小 岱山製鉄跡群文化財説明板設置 (財源) ・社会教育施設整備事業債 400
	青少年防犯パトロー ル強化事業費	1,453				1,453	自動車購入費
	宮崎兄弟の生家施 設改修費	3,907	956	1,700		1,251	宮崎兄弟の生家味噌蔵補修、宮崎兄弟資料 館屋根・軒柱補修 (財源) ・県補助金 956 ・社会教育施設整備事業債 1,700
	県民体育祭に伴う運 動公園施設関連経 費	856				856	アーチェリー場給水管布設工事
	給食センター整備推 進事業費	70,975		40,100	17,474	13,401	実施設計等業務委託料 (財源) ・給食センター整備長洲町負担金 17,474 ・学校給食施設整備事業債 40,100
	計	235,283	956	150,600	17,474	66,253	
	合 計	1,258,127	8,456	822,510	84,069	343,092	

(災害復旧事業)

(単位:千円)

款	事 項	金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源			一般財源	
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
11 災 害 復 旧 費	農業災害復旧費	1,000				1,000	修繕費、手数料、測量委託料
	土木災害復旧費	7,758				7,758	手数料、測量委託料、工事請負費ほか
	計	8,758				8,758	
	合 計	8,758				8,758	

特別会計繰出金

(単位:千円)

区 分	金 額	左 の 財 源 内 訳				前年度 (R1)	増減額
		特 定 財 源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他			
国民健康保険	645,854	294,326			351,528	655,656	△ 9,802
介護保険 (保険事業勘定)	993,821	70,440			923,381	881,914	111,907
後期高齢者医療	258,790	164,010			94,780	241,727	17,063
南新地土地区画整理事業	164,051				164,051	168,194	△ 4,143
計	2,062,516	528,776			1,533,740	1,947,491	115,025

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 534,545 千円
 (歳出)・社会保障施策に要する経費 9,932,295 千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名 (目)	経費	事業費の財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	老人福祉費	161,877		22,114	17,737	122,026
	身体障害者福祉費	125,000	62,500		7,932	54,568
	福祉手当費	28,224	21,168		895	6,161
	障害者自立支援給付費	1,661,025	1,243,989		52,925	364,111
	障害者地域生活支援事業費	57,550	25,324	14,602	2,237	15,387
	児童福祉総務費	729,880	261,980	7,707	58,402	401,791
	児童措置費	3,114,361	2,303,980	103,540	89,704	617,137
	母子福祉費	35,073	20,635		1,832	12,606
	扶助費(生活保護費)	1,649,564	1,242,164		51,702	355,698
小計	7,562,554	5,181,740		147,963	1,949,485	
社会保険	国民健康保険基盤安定費	392,439	294,326		12,451	85,662
	介護保険給付費	835,365	70,440		97,075	667,850
	後期高齢者医療費	889,267			112,854	776,413
小計	2,117,071	364,766		222,380	1,529,925	
保健衛生	予防費	184,937	2,928	12,284	21,539	148,186
	救急医療対策費	11,801			1,498	10,303
	保健事業費	55,932	2,357	8,183	5,761	39,631
小計	252,670	5,285	20,467	28,798	198,120	
合計	9,932,295	5,551,791		168,430	534,544	3,677,530

入湯税が充てられる経費

(歳入)・入湯税 8,000 千円
 (歳出)・入湯税が充てられる経費 166,992 千円

【入湯税が充てられる経費】

(単位:千円)

事業区分	経費	事業費の財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	53,945				6,057	47,888
消防施設等の整備	58,032		49,100		1,003	7,929
観光施設の整備	51,915	24,550	22,090		592	4,683
観光振興	3,100				348	2,752
合計	166,992	24,550	71,190		8,000	63,252

令和2年度 荒尾市国民健康保険特別会計予算資料

歳入の部

(単位：千円)

款	説明		本年度	前年度	比較
1 国民健康保険税	一般	医療給付費現年課税分	625,690	632,071	△ 6,381
		医療給付費滞納繰越分	37,296	43,650	△ 6,354
		後期高齢者支援金現年課税分	207,906	210,326	△ 2,420
		後期高齢者支援金滞納繰越分	12,283	14,304	△ 2,021
		介護納付金現年課税分	57,335	56,085	1,250
		介護納付金滞納繰越分	4,815	9,514	△ 4,699
		小計	945,325	965,950	△ 20,625
	退職	医療給付費現年課税分	2	3,164	△ 3,162
		医療給付費滞納繰越分	472	977	△ 505
		後期高齢者支援金現年課税分	2	1,042	△ 1,040
		後期高齢者支援金滞納繰越分	129	312	△ 183
		介護納付金現年課税分	2	196	△ 194
		介護納付金滞納繰越分	112	241	△ 129
		小計	719	5,932	△ 5,213
		計	946,044	971,882	△ 25,838
2 使用料及び手数料		1,000	1,200	△ 200	
3 国庫支出金		2,321	0	2,321	
4 県支出金	普通交付金		5,366,292	5,457,598	△ 91,306
	特別交付金	保険者努力支援制度交付金	25,195	27,053	△ 1,858
		特別調整交付金(市町村分)	95,669	75,700	19,969
		県繰入金(2号分)	63,965	41,846	22,119
		特定健康診査等負担金	19,684	19,544	140
		小計	204,513	164,143	40,370
	計	5,570,805	5,621,741	△ 50,936	
5 財産収入		1	1	0	
6 繰入金	一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金(支援分)	125,908	129,974	△ 4,066
		保険基盤安定繰入金(軽減分)	266,531	273,001	△ 6,470
		出産育児一時金繰入金	16,800	16,800	0
		事務費繰入金	112,640	112,353	287
		財政安定化支援繰入金	122,522	121,256	1,266
		乳幼児医療費(現物給付分)繰入金	1,453	2,272	△ 819
		小計	645,854	655,656	△ 9,802
		財政調整基金繰入金	100,000	100,000	0
	計	745,854	755,656	△ 9,802	
7 繰越金		1	1	0	
8 諸収入	一般	延滞金	1,000	1,000	0
		第三者納付金	5,000	5,000	0
		返納金	50	50	0
	退職	延滞金	1	100	△ 99
		第三者納付金	100	1,000	△ 900
		返納金	50	50	0
	雑入	療養費等軽減特例措置分	12	120	△ 108
		特定健康診査等実費徴収金	1,450	1,300	150
		雑入	60,663	115,204	△ 54,541
		計	68,326	123,824	△ 55,498
	歳入合計	7,334,352	7,474,305	△ 139,953	

歳出の部

(単位：千円)

款	説明		本年度	前年度	比較
1 総務費	一般管理費	職員給与費	77,482	76,456	1,026
		物件費	20,874	19,444	1,430
	小計		98,356	95,900	2,456
	連合会負担金		2,103	2,182	△ 79
	徴税費(賦課徴収費)		4,773	4,482	291
	運営協議会費		704	704	0
	医療費適正化対策事業費		9,025	9,085	△ 60
計			114,961	112,353	2,608
2 保険給付費	一般	療養給付費	4,585,801	4,627,485	△ 41,684
		療養費	30,443	30,160	283
		高額療養費	741,552	752,094	△ 10,542
		高額介護合算療養費	1,000	1,000	0
		移送費	30	30	0
	小計		5,358,826	5,410,769	△ 51,943
	退職	療養給付費	5,950	37,676	△ 31,726
		療養費	73	288	△ 215
		高額療養費	1,383	8,755	△ 7,372
		高額介護合算療養費	50	100	△ 50
		移送費	10	10	0
	小計		7,466	46,829	△ 39,363
	審査手数料		12,931	13,167	△ 236
	出産育児一時金		25,200	25,200	0
出産育児一時金手数料		13	13	0	
葬祭費		2,600	2,600	0	
計			5,407,036	5,498,578	△ 91,542
3 国民健康保険事業費納付金	医療給付費分		1,273,991	1,361,058	△ 87,067
	後期高齢者支援金等分		298,306	288,554	9,752
	介護納付金分		92,320	68,572	23,748
計			1,664,617	1,718,184	△ 53,567
4 共同事業拠出金			5	5	0
6 保健事業費	特定健康診査等事業費		44,658	44,388	270
	保健衛生普及費		30,001	28,223	1,778
計			74,659	72,611	2,048
7 基金積立金			1	1	0
8 公債費			100	100	0
9 諸支出金	一般	保険税還付金	2,770	2,270	500
		還付加算金	100	100	0
	償還金		100	100	0
	退職	保険税還付金	2	2	0
		還付加算金	1	1	0
計			2,973	2,473	500
10 予備費			70,000	70,000	0
歳出合計			7,334,352	7,474,305	△ 139,953

令和2年度荒尾市介護保険特別会計予算資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較	
1款	保険料	介護保険料 第1号被保険者保険料	1,109,096	1,172,524	△ 63,428	
3款	使用料及び手数料	手数料				
		総務手数料	1	1	0	
		督促手数料	220	220	0	
計			221	221	0	
4款	国庫負担金	介護給付費負担金	1,103,276	1,047,857	55,419	
		調整交付金	405,969	400,069	5,900	
	国庫補助金	保険者機能強化推進交付金	10,183	11,503	△ 1,320	
		介護保険事業費補助金	696	0	696	
		地域支援事業交付金	87,623	92,563	△ 4,940	
		小計	504,471	504,135	336	
計			1,607,747	1,551,992	55,755	
5款	支払基金交付金	介護給付費交付金	1,601,527	1,521,820	79,707	
		地域支援事業支援交付金	36,694	41,020	△ 4,326	
		計	1,638,221	1,562,840	75,381	
6款	県支出金	県負担金	824,487	783,964	40,523	
		県補助金	43,811	46,281	△ 2,470	
		計	868,298	830,245	38,053	
7款	財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	88	1	87
9款	繰入金	一般会計繰入金	介護給付費繰入金	741,447	704,546	36,901
			職員給与費等繰入金	53,253	60,939	△ 7,686
			事務費繰入金	61,382	56,165	5,217
			低所得者保険料軽減繰入金	93,918	13,983	79,935
			地域支援事業繰入金	43,821	46,281	△ 2,460
			小計	993,821	881,914	111,907
	基金繰入金	介護給付費準備基金繰入金	111,884	55,040	56,844	
計			1,105,705	936,954	168,751	
10款	繰越金	繰越金	1	1	0	
11款	諸収入	延滞金、加算金及び過料	第1号被保険者延滞金	100	100	0
			第1号被保険者加算金	1	1	0
			小計	101	101	0
		雑入	第三者納付金	1	1	0
	返納金		1	1	0	
	雑入		3,743	1,343	2,400	
	小計		3,745	1,345	2,400	
	計			3,846	1,446	2,400
歳入合計			6,333,223	6,056,224	276,999	

【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	総務管理費	一般管理費	114,443	122,602	△ 8,159
		連合会負担金	128	125	3
		小計	114,571	122,727	△ 8,156
	徴収費	賦課徴収費	4,028	3,747	281
	介護認定審査会費	介護認定審査会費	256	260	△ 4
		認定調査等費	38,782	35,372	3,410
		認定審査会共同設置負担金	13,361	12,796	565
		小計	52,399	48,428	3,971
	趣旨普及費		231	231	0
	計画策定委員会費		327	98	229
計			171,556	175,231	△ 3,675
2款 保険給付費	介護サービス等諸費		5,443,523	5,132,651	310,872
	介護予防サービス等諸費		176,318	198,500	△ 22,182
	審査支払手数料		5,740	6,557	△ 817
	高額介護サービス等費		104,000	101,663	2,337
	高額医療合算介護サービス等費		17,000	19,000	△ 2,000
	特定入所者介護サービス等費		185,000	178,000	7,000
	計			5,931,581	5,636,371
5款 地域支援事業費	包括的支援事業・任意事業費		83,082	83,610	△ 528
	介護予防・生活支援サービス事業費		124,852	136,504	△ 11,652
	一般介護予防事業費		14,652	16,625	△ 1,973
	計			222,586	236,739
6款 基金積立金	基金積立金	介護給付費準備基金積立金	88	1	87
7款 公債費	公債費	利子	500	500	0
8款 諸支出金	償還金及び還付加算金		1,910	2,382	△ 472
9款 予備費	予備費		5,002	5,000	2
歳 出 合 計			6,333,223	6,056,224	276,999

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 サービス収入	予防給付費収入	介護予防サービス計画費収入	23,301	21,006	2,295
		特例介護予防サービス計画費収入	1	1	0
	計		23,302	21,007	2,295
3款 繰越金	繰越金		1	1	0
4款 財産収入	財産運用収入	利子及び配当金	6	1	5
		歳入合計	23,309	21,009	2,300

【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較
1款 総務費	施設管理費	一般管理費	1,420	1,485	△ 65
2款 事業費	居宅介護支援事業費	介護予防支援事業費	21,783	19,423	2,360
4款 予備費	予備費		100	100	0
5款 基金積立金	介護サービス事業基金積立金		6	1	5
歳出合計			23,309	21,009	2,300

議第4号資料

令和2年度荒尾市後期高齢者医療特別会計予算資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料	416,441	384,079	32,362
	普通徴収保険料	142,314	131,526	10,788
計		558,755	515,605	43,150
2 款 使用料及び手数料	督促手数料	84	84	0
4 款 繰入金	事務費繰入金	40,109	39,474	635
	保険基盤安定繰入金	218,681	202,253	16,428
計		258,790	241,727	17,063
5 款 繰越金	繰越金	1	1	0
6 款 諸収入	延滞金	100	100	0
	保険料還付金	2,000	2,000	0
	還付加算金	100	100	0
	後期高齢者医療広域 連合受託事業収入	26,226	21,947	4,279
	滞納処分費	1	1	0
	雑入	7,942	7,841	101
計		36,369	31,989	4,380
歳入合計		853,999	789,406	64,593

【歳出】

(単位：千円)

区 分		本年度	前年度	比較
1 款 総務費	一般管理費	43,335	42,712	623
	徴收費	4,358	4,272	86
計		47,693	46,984	709
2 款 後期高齢者医療広域連 合納付金	後期高齢者医療広域 連合納付金	777,537	717,959	59,578
3 款 保健事業費	健康診査費	21,669	21,363	306
	その他健康保持増進費	4,000	0	4,000
計		25,669	21,363	4,306
4 款 諸支出金	保険料還付金	2,000	2,000	0
	還付加算金	100	100	0
計		2,100	2,100	0
5 款 予備費	予備費	1,000	1,000	0
歳出合計		853,999	789,406	64,593

令和 2 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計予算資料

【歳入】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較	
2款	分担金及び負担金	負担金	土木費負担金	100,830	70,000	30,830
3款	国庫支出金	国庫補助金	土木費国庫補助金	275,000	315,000	△ 40,000
5款	繰入金	他会計繰入金	一般会計繰入金	164,051	168,194	△ 4,143
8款	市債	市債	土木債	243,100	287,400	△ 44,300
歳 入 合 計			782,981	840,594	△ 57,613	

【歳出】

(単位：千円)

区		分	本年度	前年度	比較	
1款	総務費	総務管理費	一般管理費	86,650	86,310	340
2款	事業費	南新地事業費	南新地事業費	685,309	750,000	△ 64,691
3款	公債費	元金	1	1	0	
		利子	10,021	3,283	6,738	
		計	10,022	3,284	6,738	
4款	予備費	予備費	予備費	1,000	1,000	0
歳 出 合 計			782,981	840,594	△ 57,613	

議第6号資料

令和2年度荒尾市水道事業会計予算資料

1. 業務量

項目	本年度	前年度	比較増減	備考
給水戸数(戸)	23,200	23,200	0	前年度決算見込 23,200
年間総配水量(m ³)	5,568,000	5,682,000	△ 114,000	前年度決算見込 5,621,000
1日平均配水量(m ³)	15,255	15,567	△ 312	前年度決算見込 15,359
有収水量(m ³)	4,929,000	5,005,000	△ 76,000	前年度決算見込 4,975,000
有収率(%)	88.5	88.1	0.4	

2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1. 営業収益	824,076	802,459	21,617	1. 営業費用	1,013,803	966,161	47,642
①給水収益	803,824	800,081	3,743	①職員給与費	44,563	51,917	△ 7,354
②受託工事収益	17,490	2	17,488	②委託料(包括:修繕費)	69,422	72,490	△ 3,068
③その他営業収益	2,762	2,376	386	委託料(包括:動力費)	58,300	57,770	530
2. 営業外収益	299,127	299,661	△ 534	委託料(包括:その他)	207,955	187,843	20,112
①受取利息	25	26	△ 1	委託料(包括以外)	153,167	116,012	37,155
②他会計補助金	44,868	47,485	△ 2,617	③減価償却費	400,475	392,353	8,122
③消費税還付金	10,000	10,000	0	④その他	79,921	87,776	△ 7,855
④長期前受金戻入	208,156	206,489	1,667	2. 営業外費用	68,163	70,765	△ 2,602
⑤雑収益	36,078	35,661	417	①支払利息	68,161	70,763	△ 2,602
3. 特別利益	2	2	0	②雑支出	2	2	0
				3. 特別損失	2	2	0
				4. 予備費	1,000	2,000	△ 1,000
計	1,123,205	1,102,122	21,083	計	1,082,968	1,038,928	44,040

*収入総額1,123,205千円、支出総額1,082,968千円、収支差引 40,237千円

*前年度繰越利益剰余金 129,348千円、当年度未処分利益剰余金 132,791千円

*対前年度比 収入1.9%増、支出4.2%増

3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1. 企業債	477,000	387,900	89,100	1. 建設改良費	593,276	576,375	16,901
2. 工事負担金	11,100	10,550	550	①委託料(包括:工事費)	523,081	462,022	61,059
3. 他会計負担金	8,875	4,125	4,750	委託料(包括:その他)	44,953	65,642	△ 20,689
4. 補助金	144,107	141,507	2,600	②その他	25,242	48,711	△ 23,469
5. 固定資産売却代金	1	1	0	2. 企業債償還金	256,879	247,716	9,163
計	641,083	544,083	97,000	計	850,155	824,091	26,064

*収入総額641,083千円、支出総額850,155千円、収支差引 △209,072千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額209,072千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,577千円及び当年度分損益勘定留保資金167,495千円で補填するものとする。

*建設改良費の主なもの

- ・南新地土地区画整理事業区画内工事
- ・宮内地区配水管布設工事
- ・角田橋水管橋更新工事
- ・令和2年度電気設備工事(中央水源地自家発電設備更新、八幡台水源地電気設備更新等)

令和2年度荒尾市下水道事業会計予算資料

1. 業務量

項目	本年度	前年度	比較増減	備考
接続戸数(戸)	15,100	15,100	0	前年度決算見込 15,100
年間総処理水量(m ³)	4,382,000	4,705,241	△ 323,241	前年度決算見込 4,437,391
1日平均処理水量(m ³)	12,005	12,891	△ 886	前年度決算見込 12,157
年間有収水量(m ³)	3,946,000	4,117,086	△ 171,086	前年度決算見込 3,991,011
主要な建設改良事業(千円)	345,150	310,320	34,830	

2. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1.営業収益	893,968	895,214	△ 1,246	1.営業費用	1,166,586	1,161,064	5,522
①下水道使用料	802,947	810,646	△ 7,699	①職員給与費	72,734	76,691	△ 3,957
②他会計負担金	90,960	84,507	6,453	②光熱水費	21,178	21,567	△ 389
③その他営業収益	61	61	0	③修繕費	83,540	79,765	3,775
2.営業外収益	505,769	514,099	△ 8,330	④委託料	350,692	349,094	1,598
①受取利息及び配当金	3	3	0	⑤減価償却費	611,453	609,239	2,214
②他会計補助金	217,312	226,970	△ 9,658	⑥その他	26,989	24,708	2,281
③長期前受金戻入	288,453	287,125	1,328	2.営業外費用	128,474	142,209	△ 13,735
④雑収益	1	1	0	①支払利息	108,174	120,479	△ 12,305
3.特別利益	2	2	0	②消費税及び地方消費税	20,000	20,000	0
				③雑支出	300	1,730	△ 1,430
				3.特別損失	51	51	0
計	1,399,739	1,409,315	△ 9,576	計	1,295,111	1,303,324	△ 8,213

*収入総額 1,399,739千円、支出総額 1,295,111千円、収支差引 104,628千円

*対前年度比 収入0.7%減、支出0.6%減

3. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1.企業債	393,300	314,400	78,900	1.建設改良費	510,924	460,272	50,652
2.補助金	168,364	179,152	△ 10,788	2.借入償還金	549,788	561,494	△ 11,706
3.工事負担金	1	1	0	3.国庫補助金返還金	1,000	1,000	0
4.固定資産売却代金	30,000	30,000	0				
5.受益者負担金	9,238	14,455	△ 5,217				
計	600,903	538,008	62,895	計	1,061,712	1,022,766	38,946

*収入総額 600,903千円、支出総額 1,061,712千円、収支差引 △460,809千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額460,809千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,170千円、当年度分損益勘定留保資金330,000千円及び建設改良積立金53,795千円で補填し、なお不足する額49,844千円は一時借入金で措置するものとする。

*建設改良費の主なもの

- ・有明地区汚水管渠布設工事
- ・唐池地区汚水管渠布設工事
- ・南新地土地区画整理事業区画内汚水管渠布設工事
- ・荒尾市大島浄化センター管理棟改築・耐震工事

議第8号資料

令和2年度荒尾市病院事業会計予算

1. 収益的収入及び支出

【収入】				【支出】			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1 病院事業収益	6,740,003	6,667,847	72,156	1 病院事業費用	6,687,927	6,596,613	91,314
1 医業収益	6,412,955	6,322,599	90,356	1 医業費用	6,597,339	6,505,721	91,618
入院収益	4,314,033	4,377,846	△ 63,813	給与	3,949,790	3,869,325	80,465
外来収益	1,723,163	1,576,197	146,966	給与・報酬	2,963,240	2,885,020	78,220
その他医業収益	395,759	383,556	12,203	法定福利費その他給与費	986,550	984,305	2,245
	(228,459)	(219,656)	(8,803)	材料費	1,369,640	1,308,700	60,940
保険等査定減	△ 20,000	△ 15,000	△ 5,000	薬品費	840,000	800,000	40,000
2 医業外収益	314,590	333,190	△ 18,600	診療材料費	524,600	496,700	27,900
他会計補助金	143,944	138,855	5,089	医療消耗備品費	5,040	12,000	△ 6,960
	(143,944)	(138,855)	(5,089)	経費	996,689	1,034,396	△ 37,707
資本費繰入収益	1,212	6,881	△ 5,669	光熱水費	85,000	91,000	△ 6,000
	(1,212)	(6,881)	(△ 5,669)	修繕費	64,000	57,000	7,000
他会計負担金	108,925	124,883	△ 15,958	賃借料	84,789	77,950	6,839
	(108,925)	(124,883)	(△ 15,958)	委託料	641,173	686,399	△ 45,226
その他医業外収益	60,509	62,571	△ 2,062	その他経費	121,727	122,047	△ 320
3 特別利益	12,458	12,058	400	減価償却費	240,050	251,700	△ 11,650
	(0)	(0)	(0)	資産減耗費	10,000	10,000	0
収益的収入合計	6,740,003	6,667,847	72,156	研究研修費	31,170	31,600	△ 430
	(482,540)	(490,275)	(△ 7,735)	2 医業外費用	66,588	66,892	△ 304
				支払利息	5,000	9,500	△ 4,500
				その他医業外費用	61,588	57,392	4,196
				3 特別損失	14,000	14,000	0
				4 予備費	10,000	10,000	0
				収益的支出合計	6,687,927	6,596,613	91,314

()は、繰入金

◇患者見込数

1. 入院	87,235 人 (239.0人 × 365日)
一般	72,635 人 (199.0人 × 365日)
回復期	14,600 人 (40.0人 × 365日)
2. 外来	88,200 人 (360.0人 × 245日)

◇1日1人当たり収益

1. 入院	49,453 円
一般	53,173 円
回復期	30,946 円
2. 外来	19,537 円

2. 資本的収入及び支出

【収入】				【支出】			
科目	本年度	前年度	比較増減	科目	本年度	前年度	比較増減
1 資本的収入	210,093	402,893	△ 192,800	1 資本的支出	560,283	745,370	△ 185,087
1 企業債	204,700	397,500	△ 192,800	1 建設改良費	218,841	407,568	△ 188,727
施設整備事業債	94,700	267,500	△ 172,800	土地購入費	4,109	155,000	△ 150,891
医療機器整備事業債	110,000	130,000	△ 20,000	建物建設改良費	89,862	112,566	△ 22,704
2 固定資産売却代金	5,390	5,390	0	構築物建設改良費	4,869	0	4,869
3 補助金	1	1	0	器械備品購入費	120,000	140,000	△ 20,000
4 他会計負担金	1	1	0	その他改良費	1	2	0
5 他会計出資金	1	1	0	2 企業債償還金	288,640	285,000	3,640
	(1)	(1)	0	3 医学生奨学金貸付金	38,400	38,400	0
				4 看護学生奨学金貸付金	14,400	14,400	0
				5 電話加入権	1	1	0
(繰入金合計)	(482,541)	(490,276)	(△ 7,735)	6 投資	1	1	0

()は、繰入金

参考…令和元年度当初予算

	(単位:千円)		
	収入	支出	差引収支
1. 収益的収支	6,667,847	6,596,613	71,234
2. 資本的収支	402,893	745,370	△ 342,477
	7,070,740	7,341,983	△ 271,243

- 【3条】 基本設計費 38,634千円、
新病院建設事業推進支援業務委託料 75,800千円
【4条】 実施設計費 94,730千円、造成設計費 17,836千円、
用地造成費 155,000千円

令和2年度当初予算				(単位:千円)			
	収入	支出	差引収支				
1. 収益的収支	6,740,003	6,687,927	52,076	【3条】	新病院建設事業推進支援業務委託料	44,000千円、	
					新病院建設実施設計技術協力委託料	5,000千円、	
					アスベスト及びダイオキシン調査費	6,400千円	
2. 資本的収支	210,093	560,283	△ 350,190	【4条】	実施設計費	94,731千円、	造成設計費
	6,950,096	7,248,210	△ 298,114			4,109千円	

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	ふるさと応援寄附金推進費	38,925			38,925		<input type="checkbox"/> 寄附額の増加に伴う関連経費の増額 ・記念品賞品 23,228 ・郵便料 1,680 ・返礼業務委託料 7,026 ・使用料 6,991 (財源) ・ふるさと応援基金繰入金 28,389 ・子ども未来基金繰入金 10,536
	2款計	38,925			38,925		
	補正額	38,925			38,925		一般財源 ・ふるさと応援寄附金 84,275 ・財政調整基金繰入金 △84,275
	補正前の額	23,180,097	6,815,032	958,300	1,266,094	14,140,671	
	合計	23,219,022	6,815,032	958,300	1,305,019	14,140,671	

荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）基本構想等策定委員会条例について

1	制定の趣旨	<p>保健センター、総合福祉センター等公共施設の老朽化に対応するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供するためのワンストップ拠点等の新たな機能を含む施設として、「保健・福祉・子育て支援施設（仮称）」の建設を予定している。</p> <p>この施設に関する基本構想及び基本計画の策定について調査審議を行うため、荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）基本構想等策定委員会を設置する。</p>
2	概要	<p>【組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）基本構想等策定委員会 ・所掌事務 基本構想等の策定に関し必要な事項について調査審議し、市長に答申する。 ・事務局 保健福祉部すこやか未来課 <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数 15人以内 ・構成 学識経験者、地域住民の代表者、保健、福祉及び子育て支援に関する関係団体の代表者等その他市長が必要と認める者 ・任期 委嘱の日から市長への答申が終了するまでの期間
3	施行期日	令和2年4月1日

荒尾市総合計画条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改	正	後
第1条 荒尾市総合計画条例の一部改正 (審議会の庶務)				
第9条 審議会の庶務は、総務部政策企画課において処理する。		第9条 審議会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。		
第2条 荒尾市交通安全対策会議条例の一部改正 (庶務)				
第5条 会議の庶務は、市民環境部くらしいき課において処理する。		第5条 会議の庶務は、市民環境部防災安全課において処理する。		
第3条 荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会条例の一部改正 (庶務)				
第7条 委員会の庶務は、総務部政策企画課において処理する。		第7条 委員会の庶務は、総務部文化企画課において処理する。		
第4条 荒尾市防災会議条例の一部改正 (庶務)				
第5条 防災会議の庶務は、市民環境部くらしいき課において処理する。		第5条 防災会議の庶務は、市民環境部防災安全課において処理する。		
第5条 荒尾市災害対策本部条例の一部改正 (庶務)				
第4条 災害対策本部の庶務は、市民環境部くらしいき課において処理する。		第4条 災害対策本部の庶務は、市民環境部防災安全課において処理する。		

第6条 荒尾市通学路交通安全推進会議条例の一部改正

現 行	改 正 後
(組織) 第4条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) 略 (2) <u>くらしいきいき課長</u> (3) 略 (4) <u>教育振興課長</u> (5) <u>指導主事</u> (6)・(7) 略	(組織) 第4条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) 略 (2) <u>防災安全課長</u> (3) 略 (4) <u>学校教育課長</u> (5) <u>教育振興課長</u> (6)・(7) 略

第7条 荒尾市文化財保護審議会条例の一部改正

現 行	改 正 後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>総務部政策企画課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>総務部文化企画課</u> において処理する。

第8条 野原八幡宮風流保存調査等委員会条例の一部改正

現 行	改 正 後
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>総務部政策企画課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>総務部文化企画課</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

これまで園児の保護者の負担軽減を目的として、幼稚園に対し荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金を交付していたが、国が令和元年10月1日から開始した幼児教育・保育の無償化により、交付が不要となった。このことから当該補助金交付要綱を廃止するため、個人番号の利用事務及び情報連携事務に係る事項について改正の必要が生じたものである。

2 改正内容

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1及び別表第2に定める私立幼稚園就園奨励費補助金に係る部分を削除

※荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は、3月末をもって廃止予定

3 施行期日

令和2年4月1日

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
1 略	略	1 略	略
2 市長	荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成23年告示第131号)による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	2 削除	
3～6 略	略	3～6 略	略
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
1～8 略	略	1～8 略	略
9 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	9 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは		医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは

現	行	改	後
	<p>は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関</p>		<p>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関</p>

現	行	改 正 後
	<p>する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する情報（以下「私立幼稚園就園奨励費補助金交付関係情報」という。）、荒尾市子ども医療費助成に関する条例による子ども保護者に対する医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）、荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）、荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）又は荒尾市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に關</p>	<p>する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、荒尾市子ども医療費助成に関する条例による子ども保護者に対する医療費の助成に関する情報（以下「子ども医療費助成関係情報」という。）、荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）、荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）又は荒尾市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に關</p>

現 行		改 正 後	
10～24 略	助成関係情報」という。)又は荒尾市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等に對する日常生活用具の給付に関する情報(以下「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの	10～24 略	する情報(以下「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの
25 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	25 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報		医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報

現		行		改		後	
26～31 略	略	26～31 略	略	26～31 略	略	26～31 略	略
32 市長	<p>国通知により行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する</p>	32 市長	<p>医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する</p>	32 市長	<p>国通知により行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する</p>	32 市長	<p>医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する</p>
	<p>報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、<u>私立幼稚園就園奨励費補助金交付関係情報</u>、子ども医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者医療費助成関係情報又は小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付関係情報であって規則で定めるもの</p>						<p>報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、子ども医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者医療費助成関係情報又は小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付関係情報であって規則で定めるもの</p>

現 行		改 正 後	
	る情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、私立幼稚園就園奨励費補助金交付関係情報、子ども医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者医療費助成関係情報又は小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付関係情報であって規則で定めるもの		る情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、子ども医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、重度心身障害者医療費助成関係情報又は小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付関係情報であって規則で定めるもの
33 市長	荒尾市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱による私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	33 削除	
34～37 略	略	34～37 略	略

附 則
この条例は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市印鑑条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(登録資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び<u>成年被後見人</u>については、印鑑の登録を受けることができない。</p>	<p>(登録資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、満15歳未満の者及び<u>意思能力を有しない者</u>については、印鑑の登録を受けることができない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

地方公務員法において、一般職の職員は、条例で定める方法でサービスの宣誓を行う義務が課されており、令和2年度から新たに一般職の非常勤職員として位置付けられる会計年度任用職員も条例で定める方法でサービスの宣誓を行う必要がある。

会計年度任用職員制度導入に関する国の通知において、会計年度任用職員のサービスの宣誓の実施方法については、会計年度任用職員は会計年度任用職員制度導入前の任用形態や任用手続が様々であるため、それぞれの会計年度任用職員に応じた方法で行うことが望ましいとの考えが示されたため、当該実施方法を任命権者が定めることができるように条例を改正するものである。

2 改正内容

会計年度任用職員のサービスの宣誓について、その実施方法を任命権者が別に定めることができる規定を追加する。

3 施行期日

令和2年4月1日

荒尾市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、任命権者（県費負担職員について は、市教育委員会）又は任命権者の定める上級の職員の面前におい て別記様式による<u>宣誓書</u>に署名してからでなければその職務を行っ てはならない。</p>	<p>(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、任命権者（県費負担職員について は、市教育委員会）又は任命権者の定める上級の職員の面前におい て<u>宣誓書（様式）</u>に署名してからでなければその職務を行ってな らない。 2. <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服 務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段 の定めをすることができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

会計年度任用職員制度の導入に伴い、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（フルタイム会計年度任用職員）については、地方自治法第204条第1項の改正により、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化された。これに伴い、条例第5条において、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するものである。

2 改正内容

給料を支給される職員に係る具体的な補償基礎額の算定方法については、地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額とするもの

3 施行期日

令和2年4月1日

4 経過措置

施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。 (1) ～(4) 略</p>	<p>(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。 (1) ～(4) 略 (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第5条第5号の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償については、なお従前の例による。

荒尾市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行			改 正 後		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
区分	手数料の名称	手数料の額	区分	手数料の名称	手数料の額
略					
住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき 300円	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300円
	住民票の写しの交付手数料	1通につき 300円	住民票の写しの交付手数料	1通につき	300円
			住民票の記載事項の証明書交付手数料	1通につき	300円
			住民票の写しの広域交付手数料	1通につき	300円
			除票の写しの交付手数料	1通につき	300円
			除票の記載事項の証明書交付手数料	1通につき	300円
			戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300円
			戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1通につき	300円
			個人番号の通知カードの再交付手数料	1枚につき	500円
			個人番号カードの再交付手数料	1枚につき	800円
		住民票の記載事項の証明書交付手数料	1通につき	300円	
		身分証明手数料	1通につき	300円	
略					

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

災害援護資金の期限内の償還が困難な者が多数いること、災害弔慰金等の支給決定までに時間を要する場合があること等の状況を踏まえ、償還金の支払猶予、市町村における合議制の機関の設置等について、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 報告等の規定の追加及び文言の整理

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人に対し収入又は資産の状況について報告を求め、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることが可能となったため、条例においても規定の追加を行う。また、法律の改正に伴い生じた条ずれの改正を行うとともに、文言の整理を行う。

(2) 荒尾市災害弔慰金等支給審査委員会の設置

災害が発生し、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するに当たり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合に、市長からの諮問に対し答申する委員会を設置する。

3 施行期日

公布の日

荒尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現	行	改	正	後
(償還等) 第15条 略 2 略 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、 法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。 る。		(償還等) 第15条 略 2 略 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金につ いては、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9 条及び第12条の規定によるものとする。		
		(委員会の設置) 第16条 市は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を 調査審議するため、事案ごとに荒尾市災害弔慰金等支給審査委員会 (以下「委員会」という。)を置く。 2 委員会に関し必要な事項は、市長が定める。		
(規則の委任) 第16条 略		(規則の委任) 第17条 略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について（概要）

1 改正の趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正等に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 家庭的保育事業者等による卒園後の受入りに係る連携施設の確保が著しく困難であると認められるときは、定員が20人以上である次の施設を連携施設として定めることができるものとする。
 - ア 企業主導型保育事業実施施設
 - イ 地方公共団体からの助成を受けている認可外保育施設
- (2) 満3歳以上の幼児を受け入れている事業所内保育事業所（定員20人以上のものに限る。）について、市長が適当と認めるときは、卒園後の受入れを行う連携施設の確保を不要とする。
- (3) 自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期限について、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業に関して「5年」から「10年」とする。
- (4) 家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないことができる経過措置期限について、「5年」から「10年」とする。
- (5) 児童福祉法第34条の20第1項第1号の削除に伴い号ずれが生じたことによる改正を行う。

3 施行期日

公布の日

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(保育所等との連携) 第6条 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(保育所等との連携) 第6条 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</p> <p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</p> <p>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</p>
<p>(食事の提供の特例) 第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p>	<p>(食事の提供の特例) 第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p>

現 行	改 正 後
<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対処するために行う</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>(職員)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略</p> <p>(居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対処するために行う保育</p>

現 行	改 正 後
<p>保育 (3)～(5) 略 (連携施設に関する特例) 第45条 略</p>	<p>(3)～(5) 略 (連携施設に関する特例) 第45条 略</p>
<p>2. <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (食事の提供の経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第</p>	<p>2. <u>保育所型事業所内保育事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (食事の提供の経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援</p>

現 行	改 正 後
<p>6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5～10 略</p>	<p>を行うことができると市が認める場合は、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>5～10 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、より子育てしやすい環境づくりを促進させるため、医療費を完全無償化する年齢を中学生まで引き上げる改正を行うもの

2 改正内容

(1) 医療費の一部負担金について、中学生までを全額助成の対象とする。

対象年齢	自己負担額	
	改正前	改正後 (令和3年1月受診分から)
小学校3年生まで (乳幼児及び低学年児童)	自己負担なし (全額助成)	変更なし
小学校4～6年生 (高学年児童)	外来： <u>500円</u> 入院： <u>2,000円</u>	<u>自己負担なし</u> (<u>全額助成</u>)
中学生	外来： <u>助成対象外</u> 入院： <u>2,000円</u>	

(2) 現行の条例では、乳幼児、児童（低学年・高学年児童）及び中学生の区分に応じ助成額等を定めているが、中学生まで一律無償化することに伴い、これらの区分が不要となるため、定義の整理を行う。

3 施行期日

令和3年1月1日

4 経過措置

令和3年1月1日以後の診療に係る医療費について適用

荒尾市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 乳幼児 子どものうち満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの年齢にある者をいう。</p> <p>(3) 児童 子どものうち次のいずれかに該当する者をいう。 ア 満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの年齢にある者（以下「低学年児童」という。） イ 満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの年齢にある者（以下「高学年児童」という。）</p> <p>(4) 中学生 子どものうち乳幼児及び児童以外の者をいう。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 医療費の助成の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は医療保険各法による被保険者又は被扶養者であつて、本市に住所を有し、入院又は通院による医療を受ける乳幼児及び児童並びに入院による医療を受ける中学生とする。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p> <p>削る。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 医療費の助成の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は医療保険各法による被保険者又は被扶養者であつて、本市に住所を有し、入院又は通院による医療を受ける子どもとする。</p>
<p>2 略</p> <p>(助成の額)</p>	<p>2 略</p> <p>(助成の額)</p>

現 行	改 正 後
<p>第4条 乳幼児及び低学年児童の医療費の助成の額は、医療費に要した一部負担金の額とする。</p> <p>2 高学年児童の医療費の助成の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 1 保険医療機関（歯科診療及び歯科診療以外の診療を行なう保険医療機関にあっては、歯科診療及び歯科診療以外の診療をそれぞれ別の保険医療機関とみなす。次号及び次項において同じ。）の通院による医療に係る月ごとの一部負担金の額から500円（当該一部負担金の額が500円に満たない場合は、当該一部負担金の額）を控除した額</p> <p>(2) 1 保険医療機関の入院による医療に係る月ごとの一部負担金の額から2,000円（当該一部負担金の額が2,000円に満たない場合は、当該一部負担金の額）を控除した額</p> <p>3 中学生の医療費の助成の額は、1 保険医療機関の入院による医療に係る月ごとの一部負担金の額から2,000円（当該一部負担金の額が2,000円に満たない場合は、当該一部負担金の額）を控除した額とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第7号）又は荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和60年条例第4号）による助成を受けた医療費については、この条例による助成は行わないものとする。</p> <p>(受給資格者の認定)</p> <p>第5条 受給資格者の認定を受けようとする当該子ども（中学生を除く。）の保護者は、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>第4条 <u>子どもの医療費の助成の額は、医療費に要した一部負担金の額とする。</u></p> <p>削る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、荒尾市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成9年条例第7号）又は荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和60年条例第4号）による助成を受けた医療費については、この条例による助成は行わないものとする。</p> <p>(受給資格者の認定)</p> <p>第5条 受給資格者の認定を受けようとする当該子どもの保護者は、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(受給資格者の認定)</p> <p>第5条 受給資格者の認定を受けようとする当該子ども（中学生を除く。）の保護者は、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(受給資格者の認定)</p> <p>第5条 受給資格者の認定を受けようとする当該子どもの保護者は、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 令和3年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の荒尾市子ども医療費助成に関する条例の規定により新たに受給資格者となる者（以下「新受給資格者」という。）に係る医療費の助成については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新受給資格者が保健医療機関において受ける診療に係る医療費から適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 新受給資格者に係る医療費の助成に必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) 略 4・5 略</p>	<p>(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19 <u>第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) 略 4・5 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

現在、熊本県内の半数以上の放課後児童クラブが、午後6時を過ぎても開所している。また、熊本県の放課後児童健全育成事業の補助について、午後7時までクラブを開所する場合には補助額を10%加算する改正が行われており、県も午後7時までの開所時間の延長を推進している。

こうした状況を踏まえ、保護者の多様な働き方等に対応した子育てを支援するとともに、放課後の子どもたちが安全に過ごすことができる環境を拡充するため、放課後児童クラブの開所時間を午後7時までに変更するもの

2 改正内容

- (1) 土曜日を除く開所時間について、午後6時までとしていたものを午後7時までとする。
- (2) 午後6時から午後7時までの間にクラブを利用する場合の使用料について、通常利用のときは児童1人当たり月額1,000円を、長期休業期間のみ利用のときは児童1人当たり1,000円を加算する。

3 施行期日

令和2年4月1日

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後																																
<p>(開所時間)</p> <p>第4条 児童クラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 小学校の授業日 小学校の授業終了後から午後6時まで</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 小学校の休業日 (前号に掲げる日を除く。) 午前8時から午後6時まで</p>	<p>(開所時間)</p> <p>第4条 児童クラブの開所時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 小学校の授業日 小学校の授業終了後から午後7時まで</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 小学校の休業日 (前号に掲げる日を除く。) 午前8時から午後7時まで</p>																																
<p>別表 (第9条関係)</p> <p>通常利用 (長期休業期間のみ利用以外の利用)</p> <table border="1" data-bbox="719 1173 906 2063"> <thead> <tr> <th>利用時期</th> <th>児童1人当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2月 5月～7月 9月～11月</td> <td>月額7,500円</td> </tr> <tr> <td>1月 3月 4月 12月</td> <td>月額8,500円</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>月額13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>長期休業期間のみ利用</p> <table border="1" data-bbox="1038 1173 1225 2063"> <thead> <tr> <th>利用時期</th> <th>児童1人当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季休業期間</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>冬季休業期間</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>春季休業期間</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>	利用時期	児童1人当たりの使用料	2月 5月～7月 9月～11月	月額7,500円	1月 3月 4月 12月	月額8,500円	8月	月額13,000円	利用時期	児童1人当たりの使用料	夏季休業期間	17,000円	冬季休業期間	8,000円	春季休業期間	8,000円	<p>別表 (第9条関係)</p> <p>通常利用 (長期休業期間のみ利用以外の利用)</p> <table border="1" data-bbox="719 181 906 1070"> <thead> <tr> <th>利用時期</th> <th>児童1人当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2月 5月～7月 9月～11月</td> <td>月額7,500円</td> </tr> <tr> <td>1月 3月 4月 12月</td> <td>月額8,500円</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>月額13,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 午後6時から午後7時までの間に利用する場合は、月額1,000円を加算する。</p> <p>長期休業期間のみ利用</p> <table border="1" data-bbox="1038 181 1225 1070"> <thead> <tr> <th>利用時期</th> <th>児童1人当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季休業期間</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>冬季休業期間</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>春季休業期間</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 午後6時から午後7時までの間に利用する場合は、月額1,000円を加算する。</p>	利用時期	児童1人当たりの使用料	2月 5月～7月 9月～11月	月額7,500円	1月 3月 4月 12月	月額8,500円	8月	月額13,000円	利用時期	児童1人当たりの使用料	夏季休業期間	17,000円	冬季休業期間	8,000円	春季休業期間	8,000円
利用時期	児童1人当たりの使用料																																
2月 5月～7月 9月～11月	月額7,500円																																
1月 3月 4月 12月	月額8,500円																																
8月	月額13,000円																																
利用時期	児童1人当たりの使用料																																
夏季休業期間	17,000円																																
冬季休業期間	8,000円																																
春季休業期間	8,000円																																
利用時期	児童1人当たりの使用料																																
2月 5月～7月 9月～11月	月額7,500円																																
1月 3月 4月 12月	月額8,500円																																
8月	月額13,000円																																
利用時期	児童1人当たりの使用料																																
夏季休業期間	17,000円																																
冬季休業期間	8,000円																																
春季休業期間	8,000円																																

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の荒尾市放課後児童クラブ条例の規定による午後6時から午後7時までの利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

荒尾市営住宅条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(住宅の明渡し請求) 第37条 略 2 略 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4・5 略</p>	<p>(住宅の明渡し請求) 第37条 略 2 略 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4・5 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第37条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に到来した支払期に係る利息について適用し、施行日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。

荒尾都市計画事業南新地土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付) 第27条 略</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、当該清算金に付すべき利子の利率は年6パーセントとし、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>3～9 略</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付) 第27条 略</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、当該清算金に付すべき利子の利率は、<u>法第103条第4項の規定による公告があつた日の翌日における法定利率とし、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から付するものとする。</u></p> <p>3～9 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市消防団条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(定員) 第2条 荒尾市消防団（以下「消防団」という。）の消防団員（以下「団員」という。）の定員は、<u>650人</u>とする。</p>	<p>(定員) 第2条 荒尾市消防団（以下「消防団」という。）の消防団員（以下「団員」という。）の定員は、<u>550人</u>とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200千円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が200千円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次に定めるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 保険外併用療養費 ア・イ 略 ウ 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するも のではないものに係る費用のうち感染症の予防に適応を 持つ医薬品の投与に係るもの (ア)～(エ) 略 (オ) オセルタミビル75mg <u>1処方につき 2,190円</u> (カ) オセルタミビルドライシ ロップ3% <u>1処方につき 2,190円</u> (4)・(5) 略 (6)～(8) 略 2 略</p>	<p>(特別の使用料及び手数料) 第4条 前2条に定めるもののほか、使用料及び手数料(消費税及び地方消費税を含む。)は、次に定めるものとする。 (1)・(2) 略 (3) 保険外併用療養費 ア・イ 略 ウ 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するも のではないものに係る費用のうち感染症の予防に適応を 持つ医薬品の投与に係るもの (ア)～(エ) 略 (オ) オセルタミビル75mg <u>1処方につき 2,190円</u> (カ) オセルタミビルドライシ ロップ3% <u>1処方につき 2,190円</u> (4)・(5) 略 (6) 緊急避妊薬処方料 <u>1件につき 14,300円</u> (7)～(9) 略 2 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

市道路線の認定について

1 認定の概要

認定する市道路線 2路線

2 認定の状況

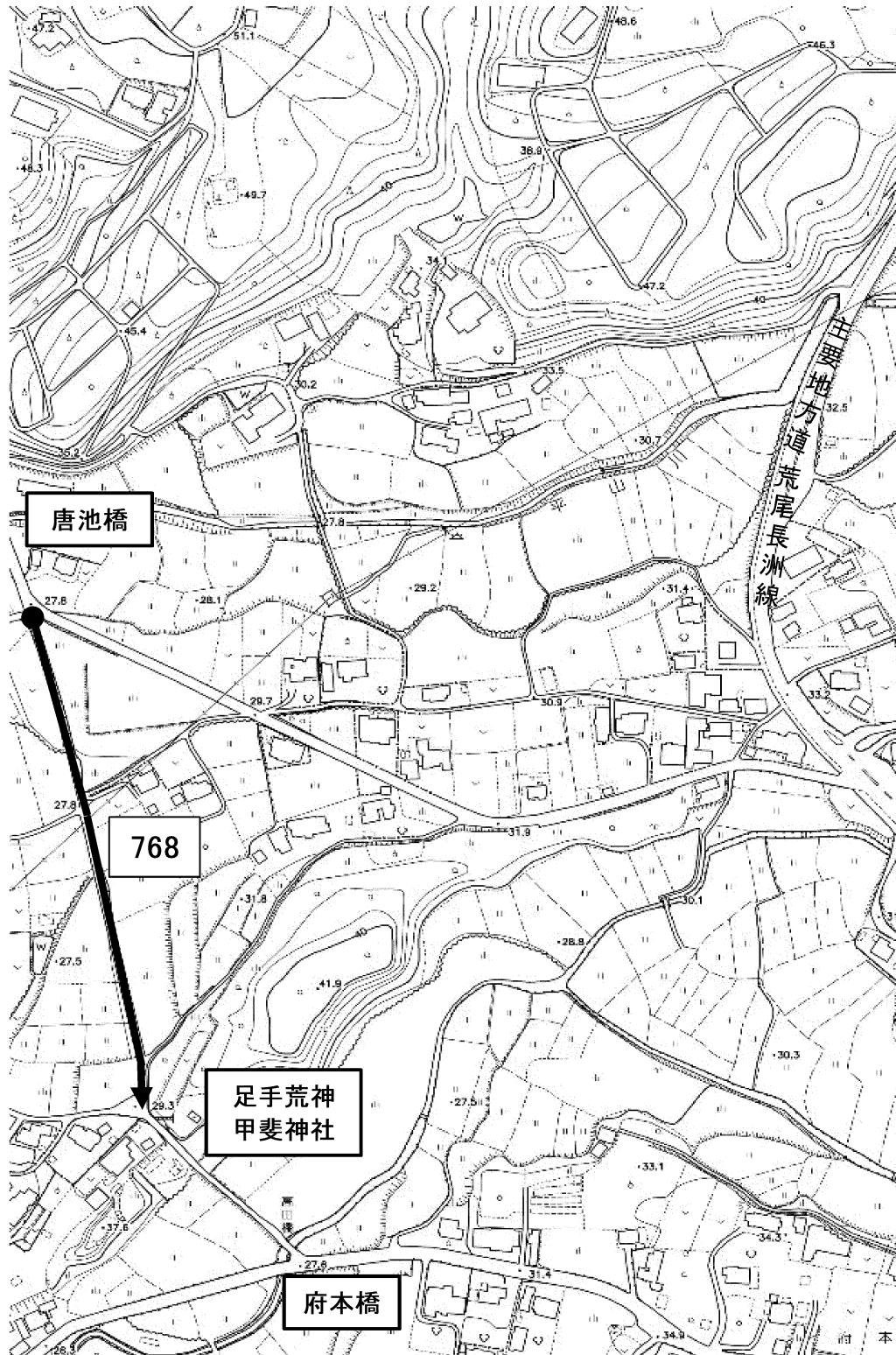
	平成31年4月1日現在	今回追加分
総延長(m)	302,795.8	339.5
実延長(m)	283,721.3	339.5
舗装済延長(m)	281,608.7	339.5
舗装率(%)	99.3	100.0

認定する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	延長 (m)
767	浦頭3号線	荒尾市本井手字浦頭	荒尾市本井手字浦頭	なし	34.5
768	古閑ノ前敵見坂線	荒尾市平山字古閑ノ前	荒尾市府本字敵見坂	なし	305.0



認定する路線番号=767 路線名=浦頭3号線 L=34.5 m



認定する路線番号 = 768 路線名 = 古閑ノ前敵見坂線 L = 305.0m

令和元年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国庫支出金	地方債	その他		
2 総務費	総務課人件費	57,225			△ 445	57,670	□退職者数増及び失業者退職手当の発生による(当初6人→補正後8人) ・退職手当 57,225 (財源) ・企業会計負担金 △445
	普通財産施設改修費			800		△ 800	□地方債の充実に伴う財源組替え (財源) ・公共用施設災害復旧債 800
	分庁舎維持管理費(旧第四小学校)				△ 19	19	□10款に充当替え (財源) ・財産使用料 △19
	基金費(政策企画課)	29,926				29,926	□前年度運用益金及びふるさと応援寄附金の積立て ・文化振興基金積立金 13 ・ふるさと創生基金積立金 98 ・子ども未来基金積立金 29,815
	基金費(財政課)	53,357				53,357	□前年度運用益金及び前年度決算剰余金の積立て (前年度運用益金) ・財政調整基金積立金 980 ・減債基金積立金 124 ・職員退職手当基金積立金 98 ・土地開発基金積立金 20 ・地域活性化基金積立金 10 ・公共施設整備基金積立金 125 (前年度決算剰余金処分) ・財政調整基金積立金 52,000
	基金費(くらしいきいき課)	90,886				90,886	□前年度運用益金及びふるさと応援寄附金の積立て ・安心安全まちづくり推進基金積立金 8 ・ふるさと応援基金積立金 90,878
	地域公共交通活性化事業費	4,147				4,147	□路線バス欠損見込額の増 ・バス路線欠損補助金 4,147
	老朽危険空家除却助成事業費	△ 2,197	△ 1,099			△ 1,098	□補助対象事業費の決定による ・老朽危険空家除却助成補助金 △2,197 (財源) ・国庫補助金 △1,099
	個人番号カード交付事業費	1,988	1,988			0	□交付金上限見込額の増 ・通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金 1,988 (財源) ・国庫補助金 1,988
2款計	235,332	889	800	△ 464	234,107		
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	△ 9,270	△ 7,903			△ 1,367	□国民健康保険特別会計補正による ・特別会計繰出金 △9,270 (財源) ・国庫負担金 △2,033 ・県負担金 △5,870
	生活困窮者自立相談支援事業費	△ 900	△ 675			△ 225	□不用額による減 ・非常勤職員報酬 △900 (財源) ・国庫負担金 △675
	養護老人ホーム費	△ 1,819				△ 1,819	□不用額による減 ・扶助費 △1,819
	重度心身障害者医療費助成費	△ 8,280	△ 4,140			△ 4,140	□不用額による減 ・扶助費 △8,280 (財源) ・県補助金 △4,140
	介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費	48,074	36,054			12,020	□サービス利用者の増による ・扶助費 48,074 (財源) ・国庫負担金 24,036 ・県負担金 12,018
	後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 2,249	△ 1,687			△ 562	□後期高齢者医療特別会計補正による ・特別会計繰出金 △2,249 (財源) ・県負担金 △1,687

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	児童福祉総務費	△ 4,026	△ 4,026			0	□不用額による減 ・保育所システム改修委託料 △3,861 ・保育所システム保守点検委託料 △165 (財源) ・県補助金 △4,026
	放課後児童クラブ支援事業費	△ 6,599	△ 4,398			△ 2,201	□不用額による減 ・障がい児受入推進事業補助金 △6,599 (財源) ・国庫補助金 △2,199 ・県補助金 △2,199
	障害児保育事業費	△ 2,814				△ 2,814	□不用額による減 ・障害児保育事業補助金 △2,814
	小規模保育所整備事業費	△ 15,364	△ 13,657			△ 1,707	□不用額による減 ・保育所施設整備補助金 △15,364 (財源) ・国庫補助金 △13,657
	保育対策総合支援事業費	△ 22,562	△ 17,280			△ 5,282	□不用額による減 ・保育補助者雇上強化事業補助金 △16,000 ・事故防止推進事業補助金 △6,562 (財源) ・国庫補助金 △3,280 ・県補助金 △14,000
	児童扶養手当支給事業費	△ 21,865	△ 7,288			△ 14,577	□不用額による減 ・扶助費 △21,865 (財源) ・国庫負担金 △7,288
	児童手当費	△ 32,783	△ 29,113			△ 3,670	□不用額による減 ・扶助費 △32,783 (財源) ・国庫負担金 △25,446 ・県負担金 △3,667
	母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費	△ 10,629	△ 7,971			△ 2,658	□不用額による減 ・扶助費 △10,629 (財源) ・国庫補助金 △7,971
	3款計	△ 91,086	△ 62,084	0	0	△ 29,002	
4	衛生費						
	保健総務費(すこやか未来課任期付職員人件費)	△ 3,806				△ 3,806	□不用額による減 ・一般職給 △1,937 ・住居手当 △182 ・通勤手当 △38 ・期末勤勉手当 △946 ・共済組合負担金 △703
	複合健診事業費	△ 4,460			△ 922	△ 3,538	□不用額による減 ・胃がん検診委託料 △2,826 ・大腸がん検診委託料 △689 ・ピロリ菌検査委託料 △945 (財源) ・検診費実費徴収金 △922
	塵芥処理費	△ 21,000				△ 21,000	□不用額による減 ・一般廃棄物収集処理委託料 △18,000 ・指定ごみ袋作製委託料 △3,000
	大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	5,725				5,725	□組合人件費等の増による ・清掃施設組合負担金 5,725
	リレーセンター施設改修費			5,600		△ 5,600	□地方債の充実に伴う財源組替え (財源) ・清掃施設整備事業債 5,600
	基金費(環境保全課)	80,000				80,000	□荒尾市の一般廃棄物処理施設建設に向けた積立て ・一般廃棄物処理施設建設基金積立金 80,000
	4款計	56,459	0	5,600	△ 922	51,781	
6	農林水産業費						
	多面的機能支払交付金事業費	△ 5,824	△ 4,367			△ 1,457	□不用額による減 ・資源向上支払(長寿命化)交付金事業交付金 △5,824 (財源) ・県補助金 △4,367
	会下地区減濁水恒久対策施設管理事業費	6				6	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源減濁水恒久対策施設管理基金積立金 6

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	古屋敷地区減濁水恒久対策施設管理事業費	5				5	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源減濁水恒久対策施設管理基金積立金 5
	観音寺・南上揚地区減濁水恒久対策施設管理事業費	11				11	□前年度運用益金の積立て ・農業用水源減濁水恒久対策施設管理基金積立金 11
	6 款計	△ 5,802	△ 4,367	0	0	△ 1,435	
7 商 工 費	プレミアム付商品券事業費	△ 53,525	△ 53,525			0	□不用額による減 ・人材派遣等委託料 △30,000 ・プレミアム付商品券事業費補助金 △23,525 (財源) ・国庫補助金 △53,525
	7 款計	△ 53,525	△ 53,525	0	0	0	
8 土 木 費	道路施設改修費	1,500				1,500	□県側溝整備事業による負担金 ・県営事業負担金 1,500
	社会資本整備総合交付金事業費 (中央野原線)			1,680		△ 1,680	□防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による起債充当率の変更 (90%→100%) (財源) ・道路橋梁事業債 1,680
	社会資本整備総合交付金事業費 (万田田添線)	△ 5,379	△ 2,958	△ 820		△ 1,601	□補助対象事業費の決定等による ・用地取得費 △2,513 ・補償金 △2,866 (財源) ・国庫補助金 △2,958 ・道路橋梁事業債 △820
	社会資本整備総合交付金事業費 (西原桜町線)			190		△ 190	□防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による起債充当率の変更 (90%→100%) (財源) ・道路橋梁事業債 190
	社会資本整備総合交付金事業費 (川後田府本線)	△ 4,662	△ 2,565	△ 1,560		△ 537	□補助対象事業費の決定等による ・工事施工に伴う委託料 △3,000 ・用地取得費 △1,662 (財源) ・国庫補助金 △2,565 ・道路橋梁事業債 △1,560
	社会資本整備総合交付金事業費 (貝塚本村線)	△ 1,104	△ 552	△ 500		△ 52	□補助対象事業費の決定による ・工事請負費 △1,104 (財源) ・国庫補助金 △552 ・道路橋梁事業債 △500
	社会資本整備総合交付金事業費 (毘沙門四反田線)	△ 7,196	△ 3,598	△ 3,240		△ 358	□補助対象事業費の決定による ・工事請負費 △7,196 (財源) ・国庫補助金 △3,598 ・道路橋梁事業債 △3,240
	道路新設改良事業費 (人件費)			△ 1,550		1,550	□事業費変動に伴う起債額の変更による財源組替え (財源) ・道路橋梁事業債 △350 ・海岸保全事業債 △1,200
	河川環境整備費	6,500		5,800		700	□県海岸保全事業等による負担金 ・県営事業負担金 6,500 (財源) ・海岸保全事業債 5,800
	社会資本整備総合交付金事業費 (荒尾港海岸堤防)	△ 27,200	△ 13,600	△ 1,100		△ 12,500	□補助対象事業費の決定等による ・工事請負費 △27,200 (財源) ・国庫補助金 △13,600 ・海岸保全事業債 △1,100
	都市計画総務費 (人件費)			△ 1,810		1,810	□事業費変動に伴う起債額の変更による財源組替え (財源) ・都市公園事業債 △1,810
	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	6,141				6,141	□南新地土地区画整理事業特別会計補正による ・特別会計繰出金 6,141
	街路整備事業費	600				600	□県街路促進事業による負担金 ・県営事業負担金 600

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国庫支出金	地方債	その他		
	公園施設長寿化対策事業費	△ 33,136	△ 16,984	△ 13,300		△ 2,852	□補助対象事業費の決定等による ・工事請負費 △33,136 (財源) ・国庫補助金 △16,984 ・都市公園事業債 △13,300
	住宅・建築物安全ストック形成事業費	△ 6,674	△ 6,014			△ 660	□不用額による減 ・戸建木造住宅耐震診断事業補助金 △352 ・緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金 △600 ・がけ地近接等危険住宅移転事業補助金 △442 ・戸建木造住宅耐震改修工事事業補助金 △600 ・戸建木造住宅建替工事補助金 △600 ・戸建木造住宅耐震シェルター工事補助金 △1,000 ・アスベスト含有調査等事業補助金 △1,250 ・戸建木造住宅総合支援事業補助金 △918 ・危険ブロック塀安全確保支援事業補助金 △912 (財源) ・国庫補助金 △3,802 ・県補助金 △2,212
	公営住宅ストック総合改善事業費	△ 64,908	△ 27,940	△ 31,000		△ 5,968	□不用額による減 ・工事施工に伴う委託料 △610 ・工事請負費 △64,298 (財源) ・国庫補助金 △27,940 ・公営住宅建設事業債 △31,000
	8 款計	△ 135,518	△ 74,211	△ 47,210	0	△ 14,097	
9 消 防 費	消防施設新設費			900		△ 900	□地方債の充実に伴う財源組替え (財源) ・消防施設整備事業債 900
	防災情報伝達システム設備整備事業費	△ 223,520		△ 204,800		△ 18,720	□不用額による減 ・工事施工に伴う委託料 △223,520 (財源) ・防災施設整備事業債 △204,800
	9 款計	△ 223,520	0	△ 203,900	0	△ 19,620	
10 教 育 費	基金費 (教育振興課)	86			82	4	□旧施設の有償貸与に伴う財産処分手続等による基金への積立て ・学校教育施設整備基金積立金 86 (財源) ・財産使用料 (2款から充当替え) 19 ・財産賃貸料 63
	小学校施設改修費		369	4,000		△ 4,369	□災害査定及び地方債の充実に伴う財源組替え (財源) ・国庫負担金 369 ・小学校施設整備事業債 3,900 ・公立学校施設災害復旧債 100
	小学校 ICT 環境整備事業費	92,174	46,087	45,500		587	□GIGAスクール構想の実現に向けた校内ネットワーク整備 (国の補正予算対応) ・工事請負費 92,174 (財源) ・国庫補助金 46,087 ・小学校施設整備事業債 45,500
	中学校 ICT 環境整備事業費	36,324	18,161	17,900		263	□GIGAスクール構想の実現に向けた校内ネットワーク整備 (国の補正予算対応) ・工事請負費 36,324 (財源) ・国庫補助金 18,161 ・中学校施設整備事業債 17,900
	基金費 (政策企画課)	6				6	□前年度運用益金及び寄附金の積立て ・宮崎兄弟顕彰基金積立金 6
	国重要文化財建造物保存修理事業費		△ 4,407	3,600		807	□県補助決定に伴う財源組替え (財源) ・県補助金 △4,407 ・社会教育施設整備事業債 3,600

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	図書館管理費	△ 2,766				△ 2,766	□不用額による減 ・図書館システム構築業務委託料 △2,766
	荒尾運動公園施設長寿命化 計画事業費	△ 11,406	△ 6,206	△ 5,090		△ 110	□不用額による減 ・工事請負費 △11,406 (財源) ・国庫補助金 △6,206 ・都市公園事業債 △5,090
	給食施設改修事業費	△ 2,800			△ 603	△ 2,197	□不用額による減 ・自動車購入費 △2,800 (財源) ・長洲町学校給食受託事業収入 △603
	10款計	111,618	54,004	65,910	△ 521	△ 7,775	
11 災害 復旧 費	現年農林水産災害復旧事業 費			200		△ 200	□地方債の充当に伴う財源組替え (財源) ・農林災害復旧債 200
	11款計	0	0	200	0	△ 200	
	補正額	△ 106,042	△ 139,294	△ 178,600	△ 1,907	213,759	一般財源 ・市有地建物賃貸料 △63 (今回充当分) ・子ども・子育て支援臨時交付金 49,000 ・土地売却収入 22,220 ・繰越金 82,765 ・財政調整基金繰入金 59,837
	補正前の額	23,219,022	6,815,032	958,300	1,305,019	14,140,671	
	合計	23,112,980	6,675,738	779,700	1,303,112	14,354,430	

議第30号資料

令和元年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）資料

【歳入】

（単位：千円）

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
6款 繰入金	一般会計繰入金	654,377	△ 9,270	645,107	繰出基準額の変更等に伴う減額 保険基盤安定(保険者支援分) △4,066 保険基盤安定(保険税軽減分) △6,470 財政安定化支援 1,266
	その他	100,000	0	100,000	
	計	754,377	△ 9,270	745,107	
7款 繰越金	その他の繰越金	5,595	108,424	114,019	平成30年度決算剰余金
8款 諸収入	雑入	114,058	△ 99,097	14,961	
	その他	7,866	0	7,866	
	計	121,924	△ 99,097	22,827	
その他		6,601,661	0	6,601,661	
歳入合計		7,483,557	57	7,483,614	

【歳出】

（単位：千円）

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
7款 基金積立金	国保財政調整基金積立金	1	57	58	平成30年度基金利子収入分
その他		7,483,556	0	7,483,556	
歳出合計		7,483,557	57	7,483,614	

令和元年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 後期高齢者医療保険料	特別徴収保険料	384,079	△ 10,480	373,599	特別徴収保険料の減額
	その他	131,526	0	131,526	
	計	515,605	△ 10,480	505,125	
4款 繰入金	保険基盤安定繰入金	202,253	△ 2,249	200,004	保険基盤安定負担金確定に伴う減額
	その他	39,175	0	39,175	
	計	241,428	△ 2,249	239,179	
その他		42,484	0	42,484	
歳入合計		799,517	△ 12,729	786,788	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 後期高齢者医療 広域連合納付金	後期高齢者医療 広域連合納付金	728,331	△ 12,729	715,602	保険料負担金の減額 △10,480 保険基盤安定負担金確定に伴う減額 △2,249
	その他				
歳出合計		799,517	△ 12,729	786,788	

議第32号資料

令和元年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 国庫支出金	土木費国庫補助金	315,000	68,141	383,141	補助金額決定に伴う減額 △46,859 道路工事等に伴う増額 115,000
5款 繰入金	一般会計繰入金	164,325	6,141	170,466	道路工事等に伴う増額
8款 市債	土木債	287,400	62,000	349,400	道路工事等に伴う増額
その他		80,000	0	80,000	
歳入合計		846,725	136,282	983,007	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 事業費	南新地事業費	757,331	136,282	893,613	補助金額決定に伴う減額 △93,718 道路工事等に伴う増額 230,000
その他		89,394	0	89,394	
歳出合計		846,725	136,282	983,007	